第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

- 発給システム操作編 -

本書をお読みになる前に、『事前準備編』を必ずご一読ください。

各経済連携協定共通

(日シンガポール協定除く)

協定名(発効順)	発効年月日
日メキシコ協定	2005年4月1日
日マレーシア協定	2006年7月13日
日チリ協定	2007年9月3日
日タイ協定	2007年11月1日
日インドネシア協定	2008年7月1日
日ブルネイ協定	2008年7月31日
日アセアン協定	2008年12月1日
日フィリピン協定	2008年12月11日
日スイス協定	2009年9月1日
日ベトナム協定	2009年10月1日
日インド協定	2011年8月1日
日ペルー協定	2012年3月1日
日オーストラリア協定	2015年1月15日
日モンゴル協定	2016年6月7日

経済連携協定一覧

平成 28 年 10 月

日本商工会議所

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室監修

EPA に基づく原産地証明書とは

日本はこれまでに複数の国や地域と経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement、以下「EPA」 と記載します)を締結しています。

EPAを活用すると、日本からEPA締約相手国に輸出をする際、通常の関税率よりも低い関税率(以下「EPA 特恵税率」と記載します)が適用可能な場合があります。

ただし、輸出する産品がEPA特恵税率の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- 産品が日本と輸入国との間で締結されたEPAに基づくEPA特恵税率の適用対象であること。
- 産品がEPAに定められる原産地規則に基づく原産品としての条件(以下「原産資格」と記載します)を 満たしていること。
- 積送基準(詳しくは「事前準備編」の「積送基準」を参照してください)を満たしていること。

そして、輸入相手国のEPA特恵税率の適用を受けるためには、輸出する産品が原産資格を満たしていること を証明するEPAに基づく原産地証明書を取得し、輸入通関時にこれを輸入国税関に提出することが必要です。

平成28年6月現在、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」(平成16年法律第 143号、以下「証明法」と記載します)において、発効しているEPAにおける原産地証明書には以下の種類 があります。なお、自己証明制度は、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づ く申請原産品に係る情報の提供等に関する法律」(平成26年法律第112号)に基づきます。

証明制度	対象協定	発給者または作成者
第三者証明制度	14協定	指定発給機関
(第一種特定原産地証明書)	(対象協定について、詳しくは	(日本商工会議所)が発給
	「 <u>第一種特定原産地証明書発給シ</u>	日シンガポール協定は、発給機
	<u>ステムで原産地証明書を申請で</u>	関が異なります。
	<u>きる協定</u> 」(P.3)を参照してく	
	ださい。)	
認定輸出者自己証明制度	日メキシコ協定	経済産業省の認定を受けた
(第二種特定原産地証明書)	日スイス協定	認定輸出者が自ら作成
	日ペルー協定	(一定の要件あり)
自己証明制度(特定原産品申告	日オーストラリア協定	輸入者、輸出者または生産者が
書)		自ら作成

本書では、上記の「第一種特定原産地証明書」について、日本商工会議所に発給申請を行う際に必要な手続 や注意事項を説明しています。

⚠ 注意

- 特定原産地証明書の取得は任意であり、輸入相手国における通関時の必須書類ではありません(EPA特 恵税率の適用を受ける場合は必須)。
- 第一種特定原産地証明書を取得するためにはいくつかの必要なステップがあります(詳細は以降で解説)。
 また、第一種特定原産地証明書を今まで取得したことの無い方が取得する場合、12日以上の営業日が必要な場合があります。

■ 第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる協定

平成28年6月現在、日本商工会議所の第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる EPAは以下の通りです。

協定名(発効順)	発効年月日
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定	
(以下「日メキシコ協定」と記載します)	2005年4月1日
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定	2006年7月12日
(以下「日マレーシア協定」と記載します)	2006年7月13日
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定	
(以下「日チリ協定」と記載します)	2007年9月3日
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定	2007年11日1日
(以下「日タイ協定」と記載します)	2007年11月1日
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定	2008年7日1日
(以下「日インドネシア協定」と記載します)	2008年7月1日
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定	
(以下「日ブルネイ協定」と記載します)	2008年7月31日
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定	2000年42日1日
(以下「日アセアン協定」と記載します)	2008年12月1日
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定	2008年12月11
(以下「日フィリピン協定」と記載します)	日
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定	
(以下「日スイス協定」と記載します)	2009年9月1日
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定	
(以下「日ベトナム協定」と記載します)	2009年10月1日
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定	2014年0日1日
(以下「日インド協定」と記載します)	2011年8月1日
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定	
(以下「日ペルー協定」と記載します)	2012年3月1日
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	
(以下「日オーストラリア協定」と記載します)	2015年1月15日
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定	
(以下「日モンゴル協定と記載します」	2016年6月/日

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/img/singapore.pdf

第一種特定原産地証明書取得までの流れ

第一種特定原産地証明書を取得するためには、準備と手続を順序どおりに進めていく必要があります。 本書「発給システム操作編」では、「事前準備編」で準備した情報と資料を基に発給システムから第一種特 定原産地証明書の発給申請を進める方法を説明します。

以下の流れに沿って発給申請を行ってください。



5

もくじ

EPAに基づく原産地証明書とは	.2
第一種特定原産地証明書取得までの流れ	.5
ステップ5 企業登録をする	.7
5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」にアクセスする	7
5.2 登録申請書を作成する	.12
5.3 書類を提出する	.17
ステップ6 発給システムから原産品判定依頼をする	25
6.1 原産品判定依頼書を入力する	.27
6.2 同意通知書を提出する	.34
ステップ7 発給システムから第一種特定原産地証明書の発給申請をする	44
7.1 発給申請書を入力する	.45
7.2 再発給申請をする	.58
7.3 誓約書を利用した発給申請をする	.62
7.4 同意通知書を照会する	.68
ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る(発給	i
システム使用)	70
8.1 発給手数料を納付する	.71
8.2 第一種特定原産地証明書を受け取る	.75
第一種特定原産地証明書が発給されたら	79
書類などの保存義務について	.79
通知、報告、罰則などに関する留意事項	.81
こんなときには(Q&A)	84
第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合せ先	.92

ステップ5 企業登録をする

■ 企業登録とは

第一種特定原産地証明書を取得するためには、まず、指定発給機関である日本商工会議所に企業情報を登録 します。

企業登録は、原産品判定依頼、または第一種特定原産地証明書発給申請を行う「生産者」と「輸出者」が対 象です。

⚠ 注意

- 会員・非会員を問わず、各地の商工会議所に貿易関係証明(非特恵原産地証明、サイン証明、インボイス証明など)のため貿易登録している場合であっても、日本商工会議所に新たに企業登録をする必要があります。
- 企業登録は、一法人または個人につき、一登録です。既にEPAで企業登録済みの場合は、新たに登録する必要はありません。
- 企業登録の有効期間は「申請書類の提出から2年間」です。
 有効期限の30日前になると、日本商工会議所から登録されている連絡先担当者宛に更新手続の案内
 をメールします。有効期限の30日前より手続ができますので、第一種特定原産地証明書発給システムにログインし、更新の手続をしてください。
- 登録情報に変更があった場合は速やかに変更手続をしてください。

■ 企業登録のために必要な書類

企業登録のために必要な書類は、法人と個人の場合で異なります。

まずは、「<u>5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」にアクセスする</u>」(P.7)から「<u>5.2 登録</u> <u>申請書を作成する</u>」(P.12)の操作を行い、企業登録申請を行います。 次に「5.3 書類を提出する」(P.17)をご覧になり、提出書類を準備してください。

5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」に アクセスする

日本商工会議所ホームページから「企業登録」のページにアクセスします。

⚠ 注意

企業登録は、一法人または個人につき、一登録です。重複登録を防ぐため、必ず事前に登録の有無
 を確認してください。

1 日本商工会議所のホームページ(<u>http://www.jcci.or.jp/</u>)にアクセスする

2 「企業登録」のページを開く

①「EPA特定原産地証明書発給事業」のリンクをクリックする

「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」のページが表示されます。



②「企業登録」をクリックする

「企業登録」のページが表示されます。



3 企業登録申請フォームを開く

法人の方は「法人の方」、個人の方は「個人の方」のリンクをクリックする
 登録の流れのページが表示されます。

ステップ5 「企業登録」をする
特定原産地証明書発給申請前に確認しておくべき事項
ステップ1 ステップ2 ステップ3 ステップ4 ステップ5 ステップ6 ステップ7 輸出産品の HSコートを 確認する EPA税率の 有無や税率 希臘認書に称る 電源の発給申请。 を確認する 各EPAに定められた 単出産品になる 希覯等後の 素則等を確認する 輸出産品になる を確認する 輸出産品になる 生なる 「企業登録」 をする 「原産品判定依頼」 を行う 「物定産単定依頼」 を行う 「物定産単定依頼」 を行う
日本商工会議所へ企業情報の登録をお願いします。 登録は無料で有効期限は2年間です。
企業登録に必要な書類が生人と個人、概なりますのでご注意ください。 法人の方

2「企業登録申請フォーム」をクリックする

企業登録申請フォームが表示されます。

企業登録の流れ
1.「企業登録中請フォーム」にアクセスし、必要事項を記入して送信ボタンをクリックしてください。
企業登録申請フォーム
\otimes
2. 申請フォームは入力したEメールアドレスに日本商工会議所からメールが自動送信されます。
\gg
3. 日本商工会議所から送られたメールに記載されているURLにアクセスし、登録申請書に入力してください
\gg
 必要事項を入力後、「登録申請書」に代表者印を押印し、「履歴事項全部証明書」とあわせ、ご郵送または窓口にご提出 ください。

4 企業登録申請フォームで必要情報を登録する

① [企業名] (個人の場合は入力不要)、[担当者氏名]欄で、企業名、および担当者氏名を入力 する

登録されたメー	ルアドレス宛てに登録	録申請書作成についてのご案内を送信します。
	[]
企業名	*個人の場合は入力不要	
担当者氏名		
メールアドレス		
メールアドレス再 入力		
パスワード		 任意のバスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるバスワードは、登録申請書作成時
		に必要となります。 忘れないようにご注意ください。
		送信

② [メールアドレス]、 [メールアドレス再入力]欄で、企業登録に使用する連絡用メールアドレ スを入力する

_ 登録されたメー	ルアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します <u>。</u>
企業名	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再 入力	
パスワード	任意のパスワードを設定して代さい(半角英数)。 ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時 に必要となります。 忘れないようにご注意べたさい。
	送信



③ [パスワード]欄で、企業登録申請書の作成ページにログインするときに使用するパスワードを 入力する

登録されたメールアドレス宛てに登	録申請書作成についてのご案内を送信します
企業名 *個人の場合は入力不要	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再 入力	
バスワード	任意のパスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時 に必要となります。 忘れないようにご注意ください。
	送信



④ [送信] ボタンをクリックする

企業名、担当者氏名、メールアドレス、パスワードの登録が完了します。

_ 登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	※個人の場合は入力不要
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再 入力	
バスワード	任意のバスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるバスワードは、登録申請書作成時 に、必要とたいます
	忘れないようにご注意ください。
	送信



5 登録申請書の作成ページにアクセスする

- ① メールソフトを起動して、案内メールを開く
- ② 登録申請書の作成ページのURLをクリックする
 - ご案内メールのサンプル

※このメールは、登録されたメールアドレス宛に自動的にお送りしています。 ※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。 ※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。	
岡本 太郎 岡本 太郎 様 このメールは経済連携協定に基づく、特定原産地証明書の発給等に関する 法律施行規則第4条の2に定められた発給の申請に係る事前登録の手続きの ご案内です。	
 下記アドレスより登録申請書を作成してください。 (登録されたパスワードの入力が必要です) ttps://cer.jcci.or.jp/ Langtic activityment activity acti	
上記アトレスの有効期限は <u>一邦な8年14月22日</u> まさです。 期限内に登録申請書の作成を完了してください。 また、日本商工会議所ホームページ(下記アドレス)で、「企業登録」のカルー で 分かりやすく解説しておりますので、ご不明な点がある場合は、ご高覧ください。 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/elearning/index.html	有効期限内に登録申 請書の作成をしてください。 期限は10日間です。



5.2 登録申請書を作成する

登録申請書の作成ページで企業登録情報を入力します。

1 登録申請書の作成ページにログインする

① 企業登録申請フォームで入力したパスワードを入力する

特定原産地証明書発給申請に係る企業登録申請書の作成	
初期申請時に設定したパスワードを入力して下さい。	
送信	
🖋 メモ	
● 「5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」にアクセスする」((P.7)の手順4

- ③で入力したパスワードを入力します。

② [送信] ボタンをクリックする
 登録申請書の作成ページが表示されます。

特定原産地証明書発給申請に係る企業登録申請書の作成
初期申請時に設定したパスワードを入力して下さい。
パスワード
送信

2 企業情報を登録する

- ① 画面右の [「登録申請書」を作成する] ボタンをクリックする
 - [1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書]画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書の発給申請に係る「登録申請書」の作成	- MENU -
[はじめ]=]	「登録申請書」記載サンフル
・この手続きは、経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給等に関する「登録申請書」の 作成をご案内しております。	「登録申請書」を作成する
	書類(PDFファイル)を印刷するには Adobe Readerが必要です。
・1 室塚中師書しの作成をつくじ来室塚が元で「3 4000 Claのりまでん。 必要書類や感送または富裕特熱いただき、審査後に正式を強ななります。 ・「経済重携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第4条第2項および第3項に基 づぎ、各協定ごとに留意事項が定められておりますので、お読みください。	
【作成前こ】 ・「登録申請書」等はPDFで出力されます。 印刷するにはAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerは右ーMENU-よりインストールできます。	



- 画面右の[「登録申請書」記載サンプル]ボタンをクリックすると、企業登録申請書のサンプルが表示されますので、参考にしながら入力してください。
- 2 企業登録情報を入力する



● [登録申請者] の項目

登録する企業情報を入力します。

1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書

 トップに戻る ◎ *は必須入力で ◎ 注記に従い、全 ○ 1+5/20-1 	です。 角文字、半角文字が開発えないように入力してください。
● 入力が済みまし	バンフォーム FUI 重調内容な開設する ビンリンレ (バルさい。
* 法人等 の区分	法人
* 業態の区分	生産者であり且つ輪出者 🔻 業態の区分を選択してください。
法人格	株式会社 ● 該当する法人格を選択してください。 *該当する法人格がない場合「その他」を選択してください。 個人の場合は省略可能です。
法人格付加位置	後 ▼ 法人の場合、法人格が企業名の前後どちらに付くか選択してください。 *個人の場合省略可。
* 法人名 又は 個 人名 (和文表記)	日蒔商事 *屋号又は商号を記入してください。 全で全角で入力してたたい。 (例:日本商事) 法人の場合、法人相は省略してご記入ください。
 * 法人名 又は 個 人名 (ふりがな) 	にっしょうしょうび 全て全角のらが成で入力してたまい、 (例:にほんじょうじ かぶしきがいしゃ) 法人の場合、 <u>法人格まで</u> ご記入ください。 社会と法人格の間ま全角1文字空がてください。
* ★法人名 又は 個人名 (英文表記)	Nissho co., ltd *正式な英文社名(ビリオド、カンマ等を含む) 超記入してください。 まで手典集実をな力いてださい。(例「Nilpoon Sholi Co.Ltd) 法人の場合、法人格までご記入ください。
* 住所 又は 所在 地 (郵便番号)	
* 住所 又は 所在 地 (和文表記)	東京都 米7履歴事項全部経理書」の本店欄に記載されている住所をご記入ください。 金で3章な入力してた34、(例1東京都千代田区九の内3-2-2)
 ★住所 又は 所 在地 (英文表記) 	Tokyo 全で事角英文字で入力してくたおい、(例:2-2Marunouchi 3-Chome.Chiyodaku,Tokyo) <u>影使番号、国(JAPAN)は記入不要</u> 。
国 (英文表記)	JAPAN 変更で含ません。
* 代表者の氏名等 (和文表記)	日商 大郎
* 代表者の氏名等 (ふりがな)	にっしょう たろう 全で全角の6が如べたれい、(例:にっしょう たろう) 蛙と名の間は全角1文字空けてください。
代表者の役職 (和文表記)	代表取締役 全で全角で入力してたおい、 (例:代表取締役)
↓★は証明書に記載	される項目となります。

●[連絡先]の項目

登録する連絡先の情報を入力します。

▼ 連絡先	
* 住所 又は 所在地 (郵便番号)	←
* 住所 又は 所在地 (和文表記)	東京都 全で全角で入力してたお、 (例:東京都千代田区九の内3-2-2)
* 担当者の氏名 (注 1) (和文表記)	日商 一郎 全で全角で入力してたお、(例:日商 一郎) 姓と名の間は全角1文字空けてくたさい。
* 担当者の氏名 (ふりがな)	[にっしょう いちろう 全で全角ひらがなで入力してくたれ、 (例:にっしょう いちろう) 姓と名の間は全角1文字空けてください。
所属部署 (和文表記)	国際物法部 全で全角で入力してくだれ、 (例:海外事業部)
* 電話番号	103- 全で半角文字で入力してください。 (例:03-1234-5678) 米市外局番・市内局番の間は半角""を入れてください。
FAX番号	▲で車角文字で入力してくだおい、 (例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角"-"を入れてください。
メールアドレス	ichiro@
(注1)本申請登録に関して	て必要に応じて連絡をとる場合があるので、代表する担当者を記載すること。



③ [登録内容を確認する] ボタンをクリックする

入力した情報が登録され、[2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する 権限を有する者] (サイナー情報登録)画面が表示されます。



3 サイナー情報を登録する



① サイナー情報を入力する



2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

	2023年ままだいのけてたけせい。 2023年に、アマセッ、
トッフに戻る 登録申請者 登録申請番号	豆珠平調査を印刷するにはサイナー豆珠を行って下でい。 日商商事株式会社
 ◎ サイナーの情報を入; ◎ ★は必須入力です。 ◎ ★は証明書に記載さ 	わし「至 録」ボタンを押してください。 れる項目です。
*氏名 (和文)	日商 太郎 金で金倉で入力にておい、(例:日商 次郎) *姓と名の間は金角1文字空けてフルネームでご記入下さい。
*★氏 名(英文)	Taro Nissho 全で単動文字で入力して下まい、(例:Jiro Nisho) *ファーストネームとファミリーネームの間は半角1文字空けて下さい。
役 職(和文)	部長 全て全角で入力して下れ、(例:部長) ※役職は部署名都徐さご記入下さい。
役 職 (英文)	Manager 全で単衡文字で入力して下さい、(例:Manager)
部署名(和文)	国際物法部 全で全角10文字以内で入力して下さい。(例:海外事業部)
* 電話番号	▲で#魚女家で入力して下まい、(例:03-1234-5678) 米市外局番・市内局番の間は半角""を入れて下さい。
FAX番号	≩て半角文字で入力して下れい、(例:08-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角"-″を入れて下さい。
メールアドレス	全で事例文字で入力して下さい、(例: jironisho@joci.or.jp)
	↑ <u>登</u> 録 ↓ +ャンセル

② [登録] ボタンをクリックする

サイナー情報が登録され、画面下部の一覧に登録したサイナー情報が表示されます。



複数のサイナー情報を入力する場合は、手順3の①~②の操作を繰り返します。

4 登録申請書を印刷する

① [登録申請書の印刷] ボタンをクリックする

登録申請書が印刷されます。

	2.第一種	1時定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者	
	トッブに戻る 登録申請者 日商商4	全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください。登録申請書の印刷	
	登録申請番号	▼利用者登録リスト	
	◎ サイナーの情報を入力し「登 ÷ ◎ * は必須入力です。 ◎ ★は証明書に記載される項目	録Jボタンを押してください。 目です。	
	*氏名(和文) 全て全角 てつのの 本で会向 、	太郎 ホセス,カレ、アテᡈ、 (例:日商 次郎) *姓と名の間は全角1文字翌けてフルネームでご記入下さい。 *****	
⚠ 注意	t.		
● 印刷紙は、	白色(色のつし	いていない紙)を使用してください。	
● 印刷された	- 内容をよく確認	認してください。	
特に英文の)企業名(個人名	名)、住所は第一種特定原産地証明書に印刷されますので、編	叕り
に間違いか	「ないかよく確認	認してください。	

5 登録申請書に必要事項を記入する

① 代表者印(会社登記実印)、またはサイン

日本	育工会議所 殿	登録申請書	1/2 新規 No. 作成 2016年02月09日
登録	申請者 (ふりがな) あるふ	もこうぎょう かぶしきがいしゃ	
	氏名又は名称 アルフ	7 工業株式会社	
	〒111- 住所又は所在地 東京都	1111 西東京市富士見町123-456	
	(ふりがな) 代表者の氏名等 代表取:	やまだ たろう 痛役 山田 太郎	戶 7 (注土1)
	(ふりがな) やまだ担当者の氏名 山田	たろう 太郎	
連絡先	〒111- 東京都	111 西東京市富士見町123-456	
⚠ 注意			

● シャチハタや三文判は使用できません。

● 個人の場合は、印鑑証明書と同一の実印を使用してください。

2 サイナーの自筆(肉筆)のサイン

特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者 No.							
署名		和文 日商 太郎					
	氏名	英文 Taro Nissho					
	/21. añt	和文 部長					
	役職	英文 Manager					
	部署名	国際物流部					
	 111111111111111111111111111111111111	012-345-6799					
	FAX番号						
	E-mail						

※署名は肉筆で濃く、ハッキリとお願いします。(スタンプは不可) 特級にかからないようご署名ください。 署名は英語・日本語のどちらでも結構です。



署名は日本商工会議所でシステムに読み込みますので、太くはっきりと、枠からはみ出さないように記入してください。

5.3 書類を提出する

企業登録申請に必要な書類は、法人または団体と個人の場合で異なります。

■ 登録申請書の記載内容の確認

まずは、登録申請書の記載内容を以下のチェック項目に従って確認してください。

- □ サイナーのサインを本人が肉筆で記入したか
- □ サインにかすれ、または枠線からのはみ出しはないか
- □ 「登録申請書」に押印、またはサインがあるか(シャチハタや三文判は不可)
- □ 登録する住所は、「履歴事項全部証明書」などに記載された住所と一致しているか

■ 必要書類の確認

以下をご覧になり、必要書類を準備して、準備ができたものからチェックしてください。

法人、その他団体の場合

□「登録申請書」

日本商工会議所のホームページから作成します。詳しくは「<u>5.2 登録申請書を作成する</u>」(P.12)を参照してください。

□ 「履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内の原本)」



● 現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を提出してください。

個人の場合

□「登録申請書」

日本商工会議所のホームページから作成します。詳しくは「<u>5.2 登録申請書を作成する</u>」(P.12)を参照してください。

□「戸籍抄本」、または「住民票の写し」(双方とも、発行から3ヶ月以内の原本)



- □「印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)」
- □「屋号」を使用している場合は、「屋号」が確認できるもの 詳細は、お問い合わせください。 お問い合わせ先は、「<u>第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合せ先</u>」(P.92) を参照してください。

書類の提出先

下記宛まで、書類を郵送または直接持参してください。

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番1号 丸の内二丁目ビル4階

■ 企業登録完了後の通知

企業登録が完了すると、「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」(下記 記載のユーザーID・パスワード)が、申請時に登録された連絡先担当者宛に郵送されます。

電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書に記載されている事項
企業登録番号
第一種特定原産地証明書発給システム(電子情報処理組織)URL
ユーザーID(電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号)
パスワード(電子情報処理組織による支援を受けるための暗証番号)

- 上記の通知書は必ず保管してください。
- ユーザーIDとパスワードは、第一種特定原産地証明書発給システムにログインするときに使用します。





企業登録情報の変更

登録した企業情報(サイナーの追加、変更を含む)の変更をします。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする

ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

	ユーザーID				
	パスワード				
	ログイン	終	7		
※この画面のURLを「おき なお、登録する場合には	気に入り」に登録(ま tこちらをご利用くた	たは「ショートカ Eさい。]ット」を作成)う	「ることはお書	整えください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種	特定原産地	如証明書発給:	システム
	ユーザーID		
	パスワード		=
	1		
	ログイン	▶ 終了	
※この画面のURLを「お	気に入り」に登録(ま	たは「ショートカット」を作成)	することはお控えください。
なお、登録する場合には	はこちらをご 利用くた	さい。	

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 メニューを選択する

① [企業情報の変更]をクリックする

[誓約書産品利用申請一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム									ブアウト		
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0 件	1		判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	<mark>0</mark> 件		企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	1		誓約書申請	0件	交付準備完了	1件	

 原産品判定
 発給申請

 原産品判定依頼書入力
 発給申請書

 原産品同意通知書入力
 原産品同意

 原産品(誓約書)利用状況
 引換書・受領

ŝ	递給申請
	<u>発給申請書入力</u>
	原產品同意通知書照会
	引換書・受領書印刷
	誓約書情報入力(スイス・ヘッルー・オーストラリアのみ)

	企業情報	
<	企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)	>
	有効期限の更新(期限30日前から手続可能)	
	メール送信設定	
	<u>バスワード変更</u>	

詳しい操作方法については、<u>http://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-</u> sousasetsumeisho.pdfを参照してください。



企業登録内容の更新



1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム



※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種	特定原産地	山証明書発給	システム
	ユーザーID		
	パスワード		
		×	
	ログイン	終了	
※この画面のURLを「おう なお、登録する場合には	気に入り」に登録(ま こちらをご利用くだ	たは「ショートカット」を作成 さい。)することはお 控えください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 メニューを選択する

① [有効期限の更新] をクリックする

[誓約書産品利用申請一覧] 画面が表示されます。

		第-	·種特定	原産地	ŧ1	明書	発給シフ	ペテム		L.	ブアウト
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0件			判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	0件		企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	<u>交付準備完了</u>	1件	

<u> 発給申請書入力</u> 原產品同意通知書照会 引換書•受領書印刷

誓約書情報入力(スイス・ヘールー・オーストラリアのみ)

	メインメニュー	
原產品判定		発給申請
原產品判定依頼書入力		発給申請書
原產品同意通知書入力		原産品同意
原產品(誓約書)利用状況		引換書・受行
		誓約書情報

<u>川定依頼書入力</u>		
同意通知書入力		
誓約書)利用状況		



詳しい操作方法については、<u>http://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-</u> sousasetsumeisho.pdfを参照してください。



■ メールの送信設定

設定すると、判定依頼における「承認」、発給申請における「交付準備完了」の連絡がメールで届きます。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする

ログイン画面が表示されます

第一種特定原産地証明書発給システム
ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。
ロヴィン画面 閉じる

③ ログイン画面で、[ユーザーID] と[パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

	ユーザーID			
	パスワード			
	ログイン	終了		
この画面のURLを「おう こお、登録する場合には	気に入り」に登録(ま まこちらをご利用くだ	たは「ショートカット」を さい。	作成)することは	お控えください。
ユーザーID・バスワード	を紛失した場合に	はこちらより再発行	手続きをお取り	ください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

*

第一種特定原産地証明書発給システム ユーザー□ パスワード 17スワード 終 7

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 メニューを選択する

① [メール送信設定] をクリックする

[メール送信設定] 画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	証明書	「発給シフ	ペテム		ログ:	ፖታኑ
	判定依頼中	0 件	発給申請中	0件		判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	<mark>0</mark> 件	企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	<u>交付準備完了</u>	0件		誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	
				メインメ	I					
	原産品料	腚				発給申請				
	原産品	判定依頼書	<u>入力</u>			<u>発給申請書</u>	<u>入力</u>			
	原産品	同意通知書	<u>入力</u>			原産品同意	通知書照会			
	原産品	」(誓約書)利	<u>用状況</u>			引換書・受領	<u>(書印刷</u>			
						誓約書情報	<u>入力(スイス・ヘ</u>	゜ルー・オーストラリス	<u>アのみ)</u>	
	企業情報	R								
	企業情	報の変更(サ	トイナーの追加]・変更含む)						
	有効期	服の更新(期限30日前か	ら手続可能)						
	<u>א-א</u> זגר	<u>送信設定</u> 一「変更	>							

3 メール送信設定をする

【メール送信の希望】欄を選択し、希望する場合は【配信を希望する場合のメールアドレス】欄と確認欄にメールアドレスを入力する

	メール送信設定	メニューに戻る
※この画面では、判定(発給)依頼をいたた 予め登録いただいたメールアドレスに、1 以下からご希望の選択肢をお選びください	Eいた後、審査が終了し、承認(交付準備完了)になった際に、 Eの旨をお伝えするE-mailの要/不要の設定を行うことができます。 ヽ。 配信を希望する場合、メールアドレスをご指定ください。	
メール配信の希望	● メール配信を希望しない ○ メール配信を希望する	
(確認の為、再度入力してください)→		
上記のこ希望に	もとつき、判定/発給の審査結果を自動配信します。	
	登 録	

② [登録] をクリックする

メール送信設定が完了します。

	メール送信設定	メニューに戻る
※この画面では、判定(発給)依頼をいた/ 予め登録いただいたメールアドレスに、 以下からご希望の選択肢をお選びくださし	だいた後、審査が終了し、承認(交付準備完了)になった際に、 その旨をお伝えするE=aallの要/不要の設定を行うことができます。 ハ。 配信を希望する場合、メールアドレスをご指定ください。	
メール配信の希望	◎ メール配信を希望しない ○ メール配信を希望する	
配信を希望する場合のメールアドレス→		
(確認の為、再度入力してください)→		
上記のご希望に	こもとづき、判定/発給の審査結果を自動配信します。	
	登録	



7. 発給申請をする

ステップ6 発給システムから原産品判定 依頼をする

各EPAに基づき、輸出産品の第一種特定原産地証明書を取得するためには、その輸出産品がEPAで規定され ている原産地規則を満たしている必要があります。輸出産品が原産品として認められるかの審査は、日本商 工会議所で行われます。

■ 原産品判定依頼の流れ

1. 原産品であることを明らかにする資料の準備

「原産品であることを明らかにする資料」(以下、証明資料)を準備します。

参照 輸出産品の原産資格の確認・書類入手方法については、「事前準備編」の「ステップ4 輸出産 品に関する原産資格を確認する」を参照してください。



 経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」
 (<u>http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_gui</u> <u>deline.pdf</u>)もあわせてご参照ください。

2. 原産品判定依頼書の提出

原産品判定を依頼するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから、「原産品判定依頼書」を入力 し、日本商工会議所に提出します。

◇参照 詳しい利用方法は、「6.1 原産品判定依頼書を入力する」(P.27)を参照ください。

3. 原産品判定結果の通知

日本商工会議所が原産品判定に関して必要な情報を受理してから原産品判定番号を付与するまでの期間は、 提出書類の不備、不足などがある場合を除き、原則3営業日(申請者の責に帰すべき遅延期間を除く)です。 判定結果は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。 原産品判定依頼の手数料は無料です。

注意 原産品判定依頼の留意事項

原産品判定結果の有効期間

原産品判定結果の有効期間はありません。

原産品であると判定された輸出産品については、判定依頼の際に提出した資料の内容に変更がない 限り、その判定結果を使用して、同一の輸出産品についての第一種特定原産地証明書の発給申請を 繰り返し行うことができます。しかし、その産品の生産に関する材料調達先や材料価格の変化など がある場合には、必要に応じて、改めて原産品判定を受けてください。

● 書類などの保存義務

判定依頼のための申告データや立証書類(伝票、書類など)は、法律上、第一種特定原産地証明書 発給日から5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定は3年間) の保存が義務付けられています。

証明資料提出同意通知書 発給申請者(輸出者)の依頼で生産者が原産品判定依頼を行う場合、当該発給申請者にその原産品の利用を認める手続「証明資料提出同意通知書」の提出が必要です。

■ 原産品の判定依頼を行う者(判定依頼者)について

原産品の判定依頼は、原則、判定依頼対象の輸出産品の生産者が行います。

輸出者が行うこともできますが、この場合、**輸出者は生産者から輸出産品に関する情報(証明資料)を入** 手する必要があります。

以下の①、②の者が原産品判定依頼を行うことができます。

① 輸出産品の生産者

2 輸出産品の輸出者

⚠ 注意

- 輸出産品の生産者でも輸出者でもない者(卸売業者など)は、原産品の判定依頼を行うことができません。
- ①、②いずれの場合でも、判定依頼者は、原産品であることの確認に必要な輸出産品の材料や価額、仕入元などの詳細な資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。



日本商工会議所(判定依頼を申請した事務所、以下、「判定資料提出事務所」)に「証明資料提出
 同意通知書」を提出した生産者を「証明資料提出者」と言います。

■ 証明資料提出同意通知書について

「証明資料提出同意通知書」(以下、同意通知書)とは、生産者が、発給申請者(輸出者)からの依頼を受けて、証明資料の提出に同意したことを示すものです。

夕参照 同意通知書の発行について詳しくは、「<u>6.2 同意通知書を提出する</u>」(P.34)を参照してくだ さい。

6.1 原産品判定依頼書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、原産品判定依頼書を入力します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、[ユーザーID] と[パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

パスワード	
ログイン	終了

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

 ユーザーD

 パスワード

 パスワード

 *この画面のURLを「お気に入り」に登録はたは「ショートカット」を作成)することはお控えください。

 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

 *ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 原産品判定依頼書入力画面を開く

[原産品判定]メニューの[原産品判定依頼書入力]をクリックする
 [原産品判定依頼書一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム ログアウト 0件 発給申請中 0件 発給手続中 判定依頼中 0件 発給申請中 0件 判定依頼中 1件 0件 ご利用者 1件 判定手続中 0件 発給手続中 企業 判定手続中 <mark>0</mark>件 0件 交付準備完了 1件 誓約書申請 誓約書申請 0件 交付準備完了 原産品判定 発給申請 原産品判定依頼書入力 <u> 発給申請書入力</u> 原産品同意通知書入力 原産品同意通知書照会 原産品(誓約書)利用状況 引換書・受領書印刷

② [原産品判定依頼書一覧] 画面で、 [新規入力] (B) ボタンをクリックする

原産品判定依頼書を記入するための誓約画面が表示されます。

原產品判定依頼書一覧									אבביר(戻る			
判定受付番号 状態 ■ HSコート (先頭-致)													
判定依頼日※					依頼者 (部分-	名 ·致)						本名使	赤云
原産品判定番号					産品: (部分-	名 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3)						1/23	
	協定		•		判定受付	事務所	務所 表示		‡ 20	▼ 表示	可のみ 💌	l	
新規													
検索件数 協定	: 4 ; 受付 逐 号	※ 可意: 可意) 	通知書が提出 依頼日	สกับ	いる産品に	は〇が表示されます。 産品名	优朝考名	事務所	同音※		~	ジ:[前] 	1 [次] 非表示
ッパルビー タイ	01397504	9150949604	2016/05/27	190590	承認	Portable digital automati	日商一郎	東京	1-100	修正	削除	複写	- JF12(7.
タイ	01397004	3430856904	2016/05/19	190590	承認	Portable digital automati	日商太郎	東京		修正	削除	複写	
91	<u>01396104</u>			847130	保存	Portable digital automati	日商太郎	東京		修正	削除	複写	
タイ	<u>01396004</u>	7280773104	2016/02/03	847130	承認	Portable digital automati	日商太郎	東京		修正	削除	複写	
一覧印刷 戻る													
						~							



・利定依頼済み、または承認済みの情報を複与して新規入力をしたい場合は、検索メニュー
(A)を入力して、 [検索表示] ボタンをクリックします。(C)に検索結果が表示される
ので、複写したい判定依頼情報の [複写] ボタンをクリックします。

● 保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示] ボタ ンをクリックします。 (C)に検索結果が表示されるので、修正・削除したい判定依頼情報の[修正]、または [削除] ボタンをクリックします。 承認済みの判定依頼は、[非表示]欄で表示・非表示の設定が可能です。 ▶ [状態] 欄のステータスについて 判定依頼…判定依頼中(受理前のため依頼取消が可能)の状態。 手続中…判定依頼を受理し、審査している状態。 承認…審査が終わり、承認された状態。承認された輸出産品は発給申請可能。 ● 保存…判定依頼する前に情報を途中まで入力し、保存した状態。 保留…審査段階で、内容の不備などの理由で差し戻された状態。 否決…判定依頼が否決された状態。 TSV形式での新規入力について 入力作業を効率化するため、TSVファイルを利用した申請方法があります。詳しくは、第 一種特定原産地証明書発給システムの [メインメニュー] 画面から [分野別情報] → [シ ステム関連情報]→ [TSV取込みについて]を参照してください。

③ 内容をよく読み、 [はい] ボタンをクリックする

[原産品判定依頼書] 画面が表示されます。

原産品判定依頼書
キャンセル 保存 判定依頼
日本商工会議所御中
 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に 係る申告内容は全て真正であることを譬約します。 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日ア セアン協定、日スイム協定および日ペトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを譬約します。 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを譬約しま す。 ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
②当認界産品判定依頼書の内容に誤りかあったこと 注意事項 第一種特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第 2項の「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽の資料提出があった場合には、同法第36条の規定による 罰則が適用されますので十分注意してください。
以上の事項のとおり等約し、判定依頼書を記入します。

3 原産品判定依頼書を作成する

新規入力画面で、原産品判定依頼書に関する情報を入力する
 必要な項目を入力します

$\wedge \rightarrow \pm$
 ● [協定]、[判定事務所]欄、および入力項目名の左側に◎のあるものは入力必須項目です。必ず入力してください。
 「協定」欄で協定名を誤ったまま入力を続けて、入力後に「協定」欄の内容を変更すると、 協定により異なる一部の入力情報が削除されます。 協定名の選択は最初に、よく確認してから行ってください。
 [協定]欄を選択後、カーソルを次の入力項目に移動せずにマウスホイールで画面下部へスクロールすると、選択した協定が動いてしまうので注意してください。
 各協定で使用するHSコード、原産地基準などが違うため、同じ輸出産品を複数の協定に基づき判定依頼したい場合は、協定ごとに原産品判定依頼をしてください。 注意に従い、 クターツタカウにときしてきましてください。
 注記に使い、室角・手角又子に注意して入力してくたさい。 「和文」とある項目は日本語で、「英文」とある項目は英語(アルファベット)で入力して ください。

● [協定] 欄~ [判定依頼者] の項目

原産品判定依頼書						
※協定は後で変更すると入力したデー 判定事務所を選択しないと、登録住所	ちが無効になる場合がありますので、お間違えのないようにご注意ください。 所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。					
協定	協定選択 🔄 利用する協定を選択してください。					
判定事務所	事務所選択 💌					

下記の欄のうち、@のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■判定依頼者

■10年版税費备 原産品判定依頼は、原則、当該産品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。 (この場合、輸出者は生産者から当該産品に関する情報(証明資料)を入手する必要があります)。 いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

	0	企業登録番号	A
	۲	和文氏名	日商太郎
<u>判定依頼者</u>	0	和文社名(屋号)	株式会社 日商商事
	0	郵便番号	— - –
	0	所在地	東京都



[生産者]の項目

■ 生産者欄 産品の生産者を記入してく	ださい。					
※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。 ※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入してください。						
	企業登録番号:半角英数字	情報取这				
	和文社名(屋号):全角					
	英文社名:半角					
	電話番号:半角					
	FAX番号:半角					
生産者	E-mail:半角					
	郵便番号:半角数字	T -				
	和文所在地:全角					
	英文所在地:半角	, Japan				

キャンセル 保存 判定依頼



② [はい] ボタンをクリックする

判定依頼対象産品のHSコードなどの入力項目が画面下部に表示されます。



③ 判定依頼対象産品の情報を入力する

[関税分類番号] ~ [特恵基準]の項目

■関税分類番号(tariff classification number)及び原産品名(Description of good(s)) 原産品判定の対象となる産品の関税分類番号(半角数字6桁)と原産品名(英字)を記入してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう記入してくださ

**フランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。 **この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of good(s) に反映されます。 **関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年1月1日に改正された統一システムの番号を 記入してください。

(1)原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。						
<u>HSコード(6桁)</u>	原産品判定対象の輸出産品名(英文)					
847130	Prtable digital automatic processing machine (personal computer) 📧					

■特恵基準(Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特恵待遇を得るためには、特恵基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※特恵基準を選択してください。

(2)原産品判定基準:原産品判定基準を下記から選んでください。						
O A	日本国内で完全に得られ又は生産される産品(協定第3章第29条1(a))					
ОВ	日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品(協定第3章第29条1(b))					
€ C	日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則(附属書二)の要件等を全て満 たす産品(協定第3章第29条1(c))					

(3)(2)のCを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。						
0.1	<u>付加価値基準(VA)</u>					
© 2	関税番号変更基準(CTC)					
03	<u>加工工程基準(SP)</u>					
C 4	<u>付加価値基準(VA)+関税番号変更基準(CTC)</u>					

⚠ 注意

● [原産品判定対象の輸出産品名]欄では、各協定の内容などを確認のうえ、インボイスに記 載されている産品名などを英文で入力してください。なお、モデル名や型番のみの記載で は判定できません。

メモ ● 税関ホームページの輸出統計品目表でHSコードを確認する場合は、下記の輸出統計品目表 を参照してください。 日オーストラリア協定、日モンゴル協定…HS2012 日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定、日ペルー協定…HS2007 それ以外の協定···HS2002 HSコードや輸出統計品目表の確認について詳しくは、「事前準備編」の「ステップ1 輸 出産品のHSコードを確認する」を参照してください。 ● 原産品判定基準については、「事前準備編」の「ステップ4 輸出産品に関する原産資格 を確認する」を参照してください。 ● 日インド協定での原産品判定基準は、 [A] 、 [B] のみです。 ● [(2)原産品判定基準]欄で [C] (日インド協定においては [B])を選択した場合 は、〔(3)〕でVAやCTCなどの判定基準を選択してください。

● [その他の事項] ~ [判定審査完了のメール送信希望の有無]の項目

(4)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。						
☑無	以下の規定を使用しない					
□ 1	僅少(DMI) (協定第3章第31条及び付属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)					
□ 2	果積(ACU) (協定第3章第30条による材料を使用する場合)					
□ 3	代替性のある産品及び材料(FGM) (協定第3章第35条による産品及び材料を使用する場合)					

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

	0	氏 名:全角	日商 太郎
本件に関するご担当者	0	電話番号:半角	03
441T1013191012121313		FAX番号:半角	03-
		E-mail:半角	

■判定審査完了のメール送信希望の有無

F-mail详信去切	希望する	F-moil・半角	
	○希望しない	L mail • 7/3	※メインメニューで初期値を設定できます。
			•



④ [判定依頼] ボタンをクリックする

判定依頼の確認ダイアログボックスが表示されます。

本データは、原産品判定以外の目的で使用することはなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原 産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベ トナム協定は3年間)、発給機関に保存されます。





⑤ [OK] をクリックする

判定受付番号が表示され、原産品判定依頼が完了します。



判定受付番号

協定:日インドネシア協定 判定受付番号:XXXXXXXX 判定事務所:東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります ※同意通知入力は、原産品判定番号取得後(判定承認後)入力可能です。

新規入力 一覧表 控え印刷



6.2 同意通知書を提出する

生産者である判定依頼者が、判定事務所にて原産品であるとの判定を受けた後、「原産品判定番号」の使用 を輸出者に認める(輸出者がその輸出産品を原産品として第一種特定原産地証明書に記載することを認める) 旨を、指定発給機関(日本商工会議所)に通知するため、第一種特定原産地証明書発給システムから同意通 知書を提出します。

■ 同意通知書利用の流れ

判定依頼する生産者が輸出しない場合は、以下の流れで同意通知書を提出します。

 生産者である判定依頼者が、日本商工会議所から原産品であるとの判定を受けた産品を、発給申請者 となる輸出者が利用できるように日本商工会議所へ同意通知書を提出する(第一種特定原産地証明書 発給システム上で電子的に提出する)。 ② 同意通知書が日本商工会議所に提出された後、同意通知書に記載された発給申請者は、当該産品を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請を行うことが可能となる。



● 同意通知書利用のイメージ



■ 同意通知書を提出する

第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を作成・提出します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

	ユーザーID パスワード
	ログイン 終了
※この画面のURLを[』 なお、登録する場合[う気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えくだ こはこちらをご利用ください。

2 同意通知書作成画面を開く

[原産品判定]メニューの[原産品判定依頼書入力]をクリックする
 [原産品判定依頼書一覧]画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム								D2	ブアウト		
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0件	[企業	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	0件	1		判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	<mark>0</mark> 件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	

	メインメニュー
原産品判定	発給申請
原產品判定依頼書入力	発給申請書入力
原產品同意通知書入力	原產品同意通知書照会
原産品(誓約書)利用状況	引換書・受領書印刷


② [原産品判定依頼書一覧] 画面の [状態] 欄(A) で [承認] を選択して、 [検索表示] ボタン(B) をクリックする

検索結果一覧が表示されます。

	原産品判定依頼書一覧												
判定	受付番号				状態		1 日:	Sコード 頭一致)]]	
判定	判定依頼日※ ~ 【 依頼者名 (部分一致) ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲												表示
原産品	原産品判定番号 産品名 (部分一致) A											es car	
	協定 < <tr> 表示件数/条件 20 ▼ 表示可のみ ▼</tr>												
※判定	※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例:2008年5月1日→20080501) B												
※ この	」一頁は、 5 長示欄をチェ	「可留ちの人」	さい順に衣刀 当該産品を非	てされま! 表示に	g。 できます。	再表示は、右上の	「条件」を「全	て」に設	定し、チ	ェック	を外して	ください	،،
新規	认力	TSV形式	で新規入力										
+0 == 10 m													
使 索件数	: 4 	※이意:이意: 최근포무	通知者が提出	อกเบ	る産品に	こしか表示されます。 ニロック	仕類主々	71124256	同會※		~	ン:[前] 	1 [次]
助走	又刊留写	刊正留ち	133(枳口	H91-L	1人/惩	Jeoorto Destable statel	以积石石	重伤川	[1]宫※				9F3275
タイ	<u>01397504</u>	9150949604	2016/05/27	190590	承認	automati	日商 一郎	東京		修正	削除	複写	
୬ イ	<u>01397004</u>	3430856904	2016/05/19	190590	承認	Portable digital automati	日商 太郎	東京		修正	削除	複写	
୬イ	<u>01396104</u>			847130	保存	Portable digital automati	日商 太郎	東京		修正	削除	複写	
୬イ	<u>01396004</u>	7280773104	2016/02/03	847130	承認	Portable digital automati	日商 太郎	東京		修正	削除	複写	
										一覧	印刷	戻	3
	C												

③ 検索結果一覧の該当案件の [受付番号] 欄で、受付番号(C)をクリックする [原産品判定依頼書] 画面が表示されます。

3 同意通知書を提出する

① 画面下部の [同意通知書入力/修正] ボタンをクリックする

[原産品同意通知書入力] 画面が表示されます。

			原産品判定	2依頼書	メニューに戻る
	0	氏	名	日商 一郎	
	0		<u>-</u> 좗묵		
本件に関するご担当者	-	FAX	 番号		
		E-I	mail	21	
■判定審査完了のメール	送信	希望の有無			
E-mail送信希望	0	希望する 希望しない	E-mail:半角	Ør	
HS⊐F 111111		aaa	材料名		国名 INDONESIA
同意通知書入。 @ 証明資料同意通知書	力/前	\$E			
本データは、原産品判定 の発給に関する法律によ 間)、発給機関に保存され	以外 り、『 います	の目的で使用すること 原産地証明書の発給か 。	はなく、他に公表される ら5年間(日ブルネイ哲	っこともありません。また、経済連携臨 定、日アセアン臨定、日スイス協定は	定に基づく特定原産地証明書 5よび日ペトナム協定は3年

② [特定COの発給申請者]の [企業登録番号]欄に、同意通知相手先の企業登録番号を入力する

原産品同意通知書入力										
※下記の欄のう ※企業登録番号	※ ※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。 ※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。									
	0	同意通知提出者	AO :株式会社 日商商事							
	۲	HSコード:半角	190590							
原産品情報	۲	品名等:半角	Portable digital automatic processing machine (personal computer)							
	۲	原産品判定番号:半角	9							
		同意通知の提出日	2016年06月01日							
	۲	企業登録番号:半角英数字	「青年段取又)入							
	۲	発給申請者の名称:全角								
	۲	郵便番号:半角数字	T							
	0	所在地:全角								
 特定COの 発給申請者 		代表者名:全角								
y dive it this to		電話番号:半角								
		FAX:半角								
		E-mail:半角								
	۲	有効期限	2019年05月31日							

同意提出 印刷 戻る

③ [情報取込] ボタンをクリックする

入力した企業登録番号の企業情報が、[特定COの発給申請者]欄に自動で入力されます。

原産品同意通知書入力										
※下記の欄のうち、@のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。 ※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。										
	0	同意通知提出者	AO :株式会社 日商商事							
	0	HSコード:半角	190590							
原産品情報	0	品名等:半角	Portable digital automatic processing machine (personal computer)							
	0	原産品判定番号:半角	9							
		同意通知の提出日	2016年06月01日							
	_									
	0	企業登録番号:半角英数字								
	۲	発給申請者の名称:全角								
	۲	郵便番号:半角数字	T							
	0	所在地:全角								
 特定COの 発給申請者 		代表者名:全角								
2000 10010		電話番号:半角								
		FAX:半角								
		E-mail:半角								
	۲	有効期限	2019年05月31日							
		·	·							

同意提出 印刷 戻る

④ [同意提出] (A) ボタンをクリックする

(B)に同意通知相手先企業がリスト表示され、同意通知書の日本商工会議所への提出が完了しま

す。

原産品同意通知書入力										
※下記の欄のう ※企業登録番号	ち、⑥ <mark>(企業</mark>	のついた欄は必須項目となりま 「A番号)が入力されていないも	ますので、必ずご記入ください。 のは、発給申請することができません。							
	0	同意通知提出者	AO :株式会社 日商商事							
	0	HSコード:半角	190590							
原産品情報	0	品名等:半角	Portable digital automatic processing machine (personal computer)							
	0	原産品判定番号:半角	9							
		同意通知の提出日	2016年06月01日							
		企業登録番号:半角英数字								
	0	発給申請者の名称:全角								
	0	郵便番号:半角数字	T							
	0	所在地:全角								
特定COの 発給申請者		代表者名:全角								
2000 10110		電話番号:半角								
		FAX:半角								
		E-mail:半角								
	0	有効期限	2019年05月31日							

A _____ 同意提出 〕 印 刷 」 戻 る 」

特定COの 発給申請者	0	企業登録番号:半角英数字	情報取込
	۲	発給申請者の名称:全角	
	۲	郵便番号:半角数字	〒───-
	۲	所在地:全角	
		代表者名:全角	
,		電話番号:半角	
		FAX:半角	
		E-mail:半角	
	۲	有効期限	2019年05月31日

同意提出 印刷 戻る

В		
FTA番号 発給申請者名称	同意通知の提出日	有効期限
<u>AD</u> 株式会社 テスト商事	2016/06/01	2019/05/31

■ 同意通知書を一括で提出する

同意通知書を一括で作成・提出します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする

ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、[ユーザーID] と[パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

	ユ <i>ーザー</i> ID パスワード		
	ログイン	終了	-
※この画面のURLを「おう なお、登録する場合にに	気に入り」に登録(ま tこちらをご利用くだ	たは「ショートカット」を作成 こさい。)することはお控えください。
※ユーザーID・パスワード	を紛失した場合に	はこちらより再発行手編	読きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

 ユーザーロ

 パスワード

 パスワード

 パスワード

 メニの画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。

 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 同意通知する原産品と同意通知相手先企業(発給申請者)を選択する

① [原産品判定] メニューの [原産品同意通知書入力] をクリックする

[同意している原産品及び通知先(発給申請者)一覧]画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	i	明書	発給シフ	ペテム		D!	ブアウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	1		判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	<mark>0</mark> 件		企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	<mark>0</mark> 件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	
	原產品半 原產品 原產品 原產品	北定 調査 加定 加速 の で 加速 の で の た の 和書 の し の で の ま の し の の の し の の の し の し の の の の し の の の し の の の の の の の の の の の の の	<u>入力</u> 入力 用状況	メインメ	=	1-	発給申請 発給申請書 所定品同意 引換書・受給	入力 通知書照会 1 1 1 1 1 1			

② [同意している原産品及び通知先(発給申請者)一覧]画面で、[同意通知書入力]ボタン(A)を クリックする

[原産品同意通知書入力] 画面が表示されます。





③ [原産品同意通知書入力] 画面で、同意通知書を提出する原産品情報のチェックボックス(C) にチ ェックを付ける

原産品同意通知書入力										
	判定受付番号	3			原産品判定番号		нѕ⊐−г]	
	依頼日		~		企業名		·		検索表	眎
	協定		•		判定受付事務所		表示件数/条件	20 💌 表示可のみ 💌		
	※下記の承認済	行覧表から	、データを遵	訳して新	f規同意通知を入力	」してください。				
(同意企業選択	□								
検索	(件数: 3							~	ージ:[前] 1 [次]
Г	協定	受付番号	判定番号	HSD-F,		原産品名		企業名		事務所
	ৡ৾৾ঀ	01397504	9150949604	190590	Portable digita (personal comput	l automatic proc er)	essing machine	株式会社 日商商事		東京
	ৡ৾৾ঀ	01397004	3430856904	190590	Portable digita (personal comput	l automatic proc er)	essing machine	株式会社 日商商事		東京
	ৡ৾৾ঀ	01396004	7280773104	847130	Portable digita (personal comput	l automatic proc er)	essing machine	株式会社 日商商事		東京
Т								一覧印刷	キャンセ	Ul I
^										

④ [同意企業選択] ボタン(D)をクリックする

同意通知相手先企業(発給申請者)の選択画面が表示されます。

⑤ [企業登録番号] (E) 欄で、同意通知先(発給申請者)の企業登録番号を入力する

	原産品同意通知書入力									
※下記の欄のう ※企業登録番号 ※同意通知の有 表示された確	ち、@ (企業 効期) 認画面	のついた欄は必須項目となりま 登録FIA番号)が入力されていな そ入力後、【 企業追加 】/ jにある【 同意通知提出 】 ボタ	すので、必ずご記入くたいもので、必ずご記入くたいものは、発給申請する 【入力確認】 ボタンを行いたりので頂かれ	さい。 ことができません フリックし、確認証 <u>こいと、同</u> 意通知=	。 画面にお進みください。 ^{± 登} 録されません。					
	۲	企業登録番号:半角英数字	情報	展取 这	E					
	۲	発給申請者の氏名:全角								
	0	郵便番号:半角数字	〒──-							
	۲	所在地:全角								
特定COの		代表者名:全角								
発給申請者		電話番号:半角								
		FAX:半角								
		E-mail:半角								
	0	有効期限	2019年 06 月 01 日		F					
		同意通知の提出日	2016年06月02日							
G —	G企業追加 削除 印刷 同意產品選択 入力確認 キャンセル									
【 選択した企業	「	1								
企業登録番号		発給申請企業:	8	代	表者名	有効期限				
<u>A0</u>	株式	会社 テスト商事		日商 五郎		2019/06/01				
			н Н							

⑥ [情報取込] ボタン(E) をクリックする

企業登録番号に対応した企業情報が、[特定COの発給申請者]欄に入力されます。

⑦(F)で、同意通知書の有効期限を入力する



⑧ 入力内容を確認し、 [企業追加] ボタン(G)をクリックする

(H)の発給申請者一覧に、入力した企業情報が追加されます。



3 同意通知書を提出する

① 画面下部の [入力確認] ボタンをクリックする

入力内容確認の画面が表示されます。

	٢	企業登録番号:半角英数字		履取込	
	۲	発給申請者の氏名:全角			
	۲	郵便番号:半角数字	=_ _		
	۲	所在地:全角			
特定COの		代表者名:全角			
発給申請者		電話番号:半角			
		FAX:半角			
		E-mail:半角			
	۲	有効期限	2019年06月01日		
		同意通知の提出日	2016年06月02日		
	Û	業追加 削除 E	印刷 同意產品選択	人力確認 キャンセル	
【 選択した企業	一覧	1			
企業登録番号		発給申請企業:	名	代表者名	有効期限
A0	株式:	会社 テスト商事		日商 五郎	2019/06/01

②(J)で入力内容を確認し、[同意通知提出]ボタン(I)をクリックする 日本商工会議所へ同意通知書の提出が完了します。

				原産品	同意通知書	入力			メニュ	ーに戻る
原産品判	[定番号			HS⊐−F						
有効	明限 🗌	~		発給申請者						検索表示
対象	対象国			判定受付事務所	-	1頁表示件數	X 20 💌			
□意通知提出 → 										
検索件数: 1									ページ:	[前] 1 [次]
協定	判定番号	HSJ-Þ*		輸出:	産品名			発給申請者		有効期限
91	9150949604	190590	Portable d computer)	igital automatic	processing mach	ine (personal	株式会社	テスト商事		2019/06/01
						同意	愈企業選択	一覧印刷	+	ヤンセル
					1					



ステップ7 発給システムから第一種特定 原産地証明書の発給申請をする

EPAごとに、第一種特定原産地証明書に記載すべき内容が異なります。 第一種特定原産地証明書の発給申請は、第一種特定原産地証明書発給システムから行います。

■ 第一種特定原産地証明書発給の流れ

1. 第一種特定原産地証明書発給申請書の提出

第一種特定原産地証明書の交付を受けるには、第一種特定原産地証明書発給システムから、「特定原産地証 明書発給申請書」を入力し、日本商工会議所に提出します。

○参照 具体的な操作方法については、「<u>7.1 発給申請書を入力する</u>」(P.45)を参照してください。

⚠ 注意

必要に応じて、インボイスなどの証明資料の提出を求められる場合がありますので、必ず手元に準備してください。

2. 第一種特定原産地証明書発給の通知

日本商工会議所の発給事務所(以下、発給事務所)が第一種特定原産地証明書発給申請を受理してから審査 結果を通知するまでの期間は、原則2営業日(申請者の責めに帰すべき遅延期間を除く)です。

■ 発給申請者について

第一種特定原産地証明書発給申請は、原産品判定依頼により原産品と判定された**産品の輸出者**が行います (**日オーストラリア協定では、生産者も発給申請することができます**)。

輸出者が当該産品の生産者ではなく、原産品判定番号を知らない場合は、あらかじめ生産者から原産品判定 番号の通知を受ける必要がありますが、生産者より原産品判定番号を付与された発給事務所に対して、**証** 明資料提出同意通知書(以下、同意通知書)を提出する必要があります。

夕参照 同意通知書ついて詳しくは、「6.2 同意通知書を提出する」(P.34)を参照してください。 輸出者が生産者でなく、かつ、生産者が輸出産品の原産資格について十分に把握している場合、 輸出者は生産者から、第一種原産品誓約書(誓約書(協定上の原産品であることを誓約する書 面))の提出を受け、申請することもできます。詳しくは「7.3 誓約書を利用した発給申請を する」(P.62)を参照してください。

/ 注意

 輸出者以外の者は発給申請できません(日オーストラリア協定のみ生産者も可能)。極めて重要な 事項ですので、発給申請前に必ずご確認ください。

■ 書類などの保存義務について

発給申請のための申告データや証明資料(伝票、書類など)は、法律上、第一種特定原産地証明書発給日か ら5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定は3年間)の保存が義務付け られています。

7.1 発給申請書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、発給申請書を入力し、申請手続きをします。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID	
パスワード	

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

[※]ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム
ユーザーID パスワード
ロヴィン 終 て
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 [発給申請書入力] 画面を開く

① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする

[発給申請書一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム											ログアウ	٢
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件			判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	0件		企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	t	件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	t	件	

原産品判定 原産品判定依頼書入力 原産品同意通知書入力

原産品(誓約書)利用状況

新	給申請
\langle	<u> 発給申請書入力</u>
	原產品同意通知書照会
	<u>引換書·受領書印刷</u>

② [発給申請書一覧] 画面の [新規入力] ボタン(B) をクリックする [発給申請書入力] 画面が表示されます。

					発給申請	書 →	覧						X	ı.−(J	更る	
	発給受付番号	<u>,</u>			状態			•		産品情報	<u></u>	•				
	申請日※		~ [甲請者名 (部分一致)								検索	表示		Α
	証明書番号 (完全一致)				輸入者名 (部分一致)]				
	協定			•	発給事務所			•	1	頁表示件數 20	•					
	※申請日は四席 ※この一覧はる	9年月日U 9日来号の	数子を入力 かたきい順に	してください 「表示されます	い。(例:2008年5月1日 過去に由請した案	→ZUU Z住なり	8050 3 <i>t</i> -1)) 提合	t	「状能」を変更し	てくださ	11				
в —	新規入力		TSV形式で新	現入力		en es			G ,	-DOBI CREACO						
读索	件数: 7					※再:	再発	給申請	の場合	合にOが表示されま	ます。	~-	ジ:[前] 1	[次]
	協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請	者名	担当	者名	便名	手数料 (円)	再 ※	⑧ 正 防	複写	再発	申請 事務所
タイ		<u>02929604</u>	2016/06/01	手続中(承認)	aaaaaaaaaa	日商	太郎	日商	太郎	aaaaaaa	2,500		修削	複	再	東京
タイ		02929504	2016/05/30	手続中(承認)	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		3,500		阁削	複	再	東京
タイ		02929404	2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		3,500		修削	複	再	東京
タイ		02929304	2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		2,500		宦削	複	再	東京
タイ		02929204	2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	太郎	日商	太郎		3,500		宦 削	複	再	東京
タイ		02929104	2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		2,500		修削	複	再	東京
タイ		02929004	2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		2,500		修削	複	再	東京
											一覧	印刷		戻	5	



3 発給申請書を提出する

[発給申請書入力] 画面で発給申請書情報を入力する
 必要な項目を入力します。



[協定]~[発給事務所]欄

			祭经由詩書	-	キャンセル 休存	9991年1月11日1月11日1月11日11日11日11日11日11日11日11日11日1
日本商工会	議所 御中		无帕中明首			
<u>- 10二ム</u> 1. 当社/ は全て	転は、標記発縦 真正であること	;申請書に関し、経済連携協定 :を誓約します。	に基づく特定原産地証明書	の発給等に関する法律に	則り、当該発給申請書に依	<u>注意</u> 系る申告P
2. 当社/ 定、日 ます。	私は、当該発給 スイス協定およ	浄諸書について、記載内容を び日ベトナム協定は3年間)	立証する関係資料を原産地 保存し、両国政府及び政府	証明書の発給の日以後5 の指定する関係機関から	年間(日ブルネイ協定、E の要請に応じて提出する:	ヨアセア: ことを誓約
3.当社/ ①当 ②当 ③当	私は、当該発給 該第一種特定原 該第一種特定原 該第一種特定原	計申請書について次に掲げる事 「産地証明書の発給を受けた物 「産地証明書の記載に誤りが生 「産地証明書に記載された事項	実を知ったときは、遅滞な 品が特定原産品でなかった じたこと に変更があったこと	くその旨を書面により関 こと	係機関に通知することを書	響約します
		以上の事項の	とおり誓約し、発給申	請書を記入します。		
※発給申	請する協定名、	証明書の発給事務所を選掛	ぺしてください。			
	協定	日アセアン協定	仕向国	マレーシア 💽		
쫖	給事務所	東京事務所 💌				



V

● [発給申請者] の項目

```
■発給申請者
```

第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された産品の輸出者が行うことができます。 発給申請者が当該産品の判定依頼者ではない場合は、予め当該産品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を	記入し	, てください。	
英文社名および英文	所在批	は、証明書に印字されます。	
	0	和文氏名	日商 太郎
	0	英文氏名	Taro Nissho
	0	企業登録番号	AO
	0	和文社名(屋号)	株式会社 日商商事
	0	英文社名	Nissho co.,Itd
		和文役職:全角	部長
		英文役職:半角	General Manager
孕給申請者		電話番号:半角	03-
7C#0 1 07 C		FAX番号:半角	03-
		E-mail:半角	
	0	郵便番号	〒 1
	۲	和文所在地	東京都
	۲	英文所在地	,Tokyo 1 ,JAPAN 🔺



● [輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等] ~ [輸送手段]の項目

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等

※輸入者(輸入申告者)ス 英文所在地にあらかじ 英文社名および所在地 英文社名は半角英数字	は あ ま は、 半	奇受人の名称、所在地等を記入してくださ 記示している国名の表記は一例です。正式 証明書に印字されます。 ≦角記号70字以内、英文所在地は半角英数	い。 国名に変更しても構いません。 字、半角記号260字以内で入力してください。
	۲	英文社名:半角	
輸入者	۲	英文所在地:半角 (国名入力必須) ※カンマ(,)の後には スペースを入れてください。	, MALAYSIA
		電話番号:半角	
		FAX番号:半角	

第一種特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段

便 名:英文



● [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] ~ [原産品名・数量・インボイス番 号など]の項目

■ 第二国インボイスの使用および第二国インボイスの発行者(米認当する場合のみ) ※インボイスが原産地証明者の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行される場合には、 第三国においてインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地を記入してください。 英文名称は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号190字以内で入力してください。								
第三国インボイス発行者構	に記載がある場合は、欄9の*	Third Country Invoicing"ボックスにチェックが入ります。						
	央义名称:千角							
第三国インボイスの発行者	英文所在地:半角 (マレーシア・日本以外)	×						
※第三国インボイスの番号が	不明の場合は、チェックしてく	ください。						
第三国インボイスの番	第三国インボイスの番号は不明							
■原産品名・数量・インボイ	ス番号など							

産品情報入力・修正/削除 このボタンを押して入力して下さい

ステップ7 発給システムから第一種特定原産地 証明書の発給申請をする



		7:
■何印のよび何物番5/	包装数里のよ	ひ己装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号800文	字以内)
入力がない場合は[N/A]が印字されます。	
※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内)	必須入力です。

<u> 奈日∣− 侅ス</u> 棲線	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
AFOUL OF DE AL MARK	Number and kind of package (包装数量・形態)	×

※本件に関するご担当者や手数料納付方法などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	۲	氏 名:全角	日商 太郎
	0	電話番号:半角	03-
		FAX番号:半角	03-
		E-mail:半角	

■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付 振込納付の場合は、ご	方法、証明書の交付方法を選択してくださ 入金の確認後に交付いたします。	い。	
手数料納付方法	 ●現金 ○後日払い 	交付(受取)方法	 ◎窓 □ ○郵 送

[現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について]~[交付準備完了後のメール送信希望の有無]欄の項目

■現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について						
証明書受領者名 (領収書の宛名):全角	株式会社 日商商事 ※領収書の発行は現金 複写の場合は、複写	株式会社 日商商事 ※領収書の発行は現金納付のみです。宛名の初期設定値は発給申請者名(社名)ですが、変更することが可能です。 復写の場合は、複写元の内容がそのまま反映されます。なお、空欄または上様での領収書発行はできません。				
■交付準備完了後のメ〜	- ル送信希望の有無					
E-mail送信希望	○ 希望する ● 希望しない	E-mail:半角	- ※メインメニューで初期	値を設定できます。		
本データは証明書の発給 産地証明書の発給等に関 ベトナム協定は3年間)	は外の目的で使用する する法律により、原産 、発給機関に保存され	ことはなく、ほかに <u>2</u> 地証明書の発給から で ます。	☆表されることもありませ 5年間(日ブルネイ協定、	せん。また、経済連携協 日アセアン協定、日ス	定に基づく特定原 イス協定および日	
ご入力いただいた文字数 は次の行へ印字します) さい(産品名、Marks au ことで調整することがで	が多い場合、改行の関 で、文字が証明書にす nd numbers 欄は、特 きます。	係(印字の際、半角ス べて表示されないこと にご注意ください)。	ペースで区切られた1ご ⊆があります。「証明書⊣ なお、このような場合、	つの単語の途中では改行 (メージ」で印刷される 区切りたい部分に半角	せずに、その単語 内容をご確認くだ リスベースを入れる	
	保存を	すると証明書イメーシ	がご覧いただけます。	キャンセル 保	存 発給申請	



② [発給申請] をクリックする

発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。



■ 産品情報入力画面について

[産品情報入力・修正/削除]ボタンをクリックして、 [産品情報入力] 画面から産品情報を入力します。 詳細は以下の通りです。

					産	品情報入	. <mark></mark> ታ				メニューに戻る	5
*	※ 存入原原プレス (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	、番選 書や 日おンいカに産(1ボ 印品 欄てイイ面入	品件タ 字コ のイスンかし 11角ン さー 日ンのボらて 番類ク るの はイ号え いた なんの は イ子え 谷だ	号、半クレ 原み 、スがが発言で、リ 原み 、スがが発言です。 数角にて はで 請さ場れていた。 ながいたまで、 の たいしん こうしょう しんしょう ひんしょう しんしょう しんしん いんしょう ひんしん ひんしょう ひんしん ひんしん ひんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんし	たは重量(半角英数字、半) 525字以内)及び日付を記入 産品を選択するか、原産品 「原則としてインボイス及び はなく、具体的かつ一般的 日以前であることが必要で れた場合、第三国インボイ 合は、日本の輸出者の発行 た場合、証明書に第三国イ 画面にお戻りいただき、産	記号15字以 し登録ボタン	内、単小 シをクリ けかる 当て に日 して に日 ける に 日 行 に て 新 日 て 転 を クリ 場 ー で ク ッ で の る の で の で の る の で の る の で の る の で の る の で の る の る	は10字以内) ックしてくだ する品名と実 くたさい くたさい。(判 くためのに発 ののたいのに発 記入しひ日付を する情報(英 する の 第三国	、 さい。(入力さ を入力してTAL 的に同一とな う角英数字、半 うされたもの さい。 記入してくだ: 名称、英文所 インボイスの1	されると- 3キーを打 こるよう記 手角記号5 である必 さい。 である必 さい。 である必	→覧に反映) 甲してください。 こ入してください 00字以内) 要があります。 記入が 30 なび第三国1ンボ	い。 ります。 イスの
	原産品	判定番	号		原産品名			数 量	単位	ά		
① -	原産品· 9150949604	一覧選打 4 (直接	訳 [入力]	Portable di (personal d	igital automatic processin computer)	g machine	*					
	нs⊐−ド	企業登	錄錄番号		原産地証明書に印字される原	產品名	Ť	同意有効期限	インボイス	ス番号	インボイス日伯	付
@ -	190590	A0		Portable di (personal d	igital automatic processin computer)	g machine	~				年 月	8
				5			戻	م (4)		Œ)	
1					産	品入力済一	箟					
	判定番号		нѕ⊐-	۲ ß	原産地証明書に印字される原語	筆品名	数重	単位	インボイス	ス番号	インボイス日付	
	343085690	14	190590	Portable (persona	digital automatic process computer)	ing machine	1000	pcs	1234567	789	2016年05月13日	複

十小上1曲15		「小生地証明白」にいている「小生品」	☆X.里	半位	コンホイス留ち	1 2/01 200		
<u>3430856904</u>	190590	Portable digital automatic processing machine (personal computer)	1000	pcs	123456789	2016年05月13日	複	

Τ 8

	項目	概要
1	原産品判定番 号	[原産品一覧選択] ボタンをクリックすると、発給申請可能な原 産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。発給申請した い輸出産品の原産品判定番号をクリックすると、選択した産品情 報が自動で入力されます。原産品判定番号を直接入力することも 可能です。
2	原産品名 数量 単位	原産品名は自動で入力されます。その数量・単位を英文で入力し ます。
3	FOB価額 (日マレーシア協定のみ)	日マレーシア協定の場合のみ、FOB価額を入力することができます。
4	HSコード 企業登録番号 同意有効期限	①の[原産品判定番号]欄の入力情報に対応したHSコード、企 業登録番号、同意有効期限が自動で入力されます。

	項目	概要
5	第一種特定原産地証明書に印字 される原産品名	 ①の[原産品判定番号]欄の入力情報に対応した原産品名が自動 で入力されますが、インボイスとHSコードに相当する品名と、 実質的に同一となる範囲内で修正可能です。 機種名や型番のみの入力では第一種特定原産地証明書を発行でき ません。
6	インボイス番号 インボイス日付	インボイス番号と日付を入力します。 日オーストラリア協定では、インボイスの番号・日付に代えて B/Lなどの番号・日付を入力することもできます。
7	登録ボタン	クリックすると、入力情報を登録します。 登録後、⑧の [産品入力済一覧] に、産品情報が表示されます。 輸出産品が複数ある場合には、①~⑦の入力を繰り返し行いま す。すべての輸出産品の登録が完了したら、 [戻る] ボタンをク リックして [発給申請書入力] 画面に戻ります。
8	産品入力済一覧	登録済みの産品情報が一覧表示されます。

■ 第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール

条件	ルール
1.日メキシコ協定、日マレーシ ア協定、日フィリピン協定 の場合	 輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合 ⇒ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力する。 ⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力する。 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場合 ⇒入力不要。
2.日チリ協定の場合	 輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合 ○ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力する。 ⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力する。 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場合 ⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発 ⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発

	行者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入
	719 So.
	輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
	→ 」 産品情報人力」 画面で、第三国の輸出者発行のインボ
	イス番号、および日付を人力する。
	⇒ [第三国インホイスの使用および第三国インホイスの発
3.日タイ協定、日インドネシア	行者」の項目で、第二国の輸出者の英文名称・所在地を人 + + +
協定、日ブルネイ協定、日	
ベトナム協定、日インド協	● 当該インホイス番号・日付か発給申請時に不明(未確定)
定、日ペルー協定の場合	
	⇒ [座品情報人刀] 画面で、日本の輸出者発行のインホイ
	人食方、わよい口付を入刀りる。
	11 名」の項目で、第三国の制田名の英文名称・別在地を入
	۵۵٬۶۱۷ - ۲۱۶
	輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
	→ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボ
	イス番号、および日付を入力する。
	⇒ [第三国インホイスの使用および第三国インホイスの発
	1 行者」の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を人
4.日アセアン協定の場合	
	⇒ [産品情報入力] 画面で、日本の輸出者発行のインボイ
	ス番号、および日付を入力する。
	⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発
	行者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入
	カする。
	⇒ [第三国インボイス番号が不明な場合] 欄にチェックを
	付ける。
	 スイスにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で.
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
	⇒その番号・日付を入力する。
 5 日スイス位完の場合	 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)
ᇦᆞᇦᇧᇽᇧᇄᇭᇨᇄᄳᇦᆸ	の場合
	→インボイス番号・日付は空欄とする。(日本発のインボ
	イス番号・日付は入力不要)

	オーストラリアにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する
	場合で、
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
	⇒その番号・日付を入力する(ただし、B/L(AWB)の番
	号および日付など積送される貨物を確認するために十分な
	他の詳細な情報の記載でも可)。
6.日オーストラリア協定の場合	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)
	の場合
	⇒日本の輸出者または生産者発行のインボイス番号、およ
	び日付、もしくはB/L(AWB)の番号、および日付など積
	送される貨物を確認するために十分な他の詳細な情報を入
	力する。
	モンゴルにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合
	で、
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
7.日モンゴル協定の場合	⇒その番号・日付を入力する。
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)
	の場合
	⇒日本の輸出者発行のインボイス番号・日付を入力する。

特定原産地証明に記載される救済規定について

区分	内容
僅少(DMI)	詳しくは「事前準備編」の「救済規定1」を参照してください。
累積(ACU)	詳しくは「事前準備編」の「救済規定2」を参照してください。
代替性のある産品および材料 (FGM) ※日ベトナム協定では「IIM」	詳しくは「事前準備編」の「救済規定3」を参照してください。
中間材料(IM) ※日メキシコ協定のみ	詳しくは「事前準備編」の「救済規定3」を参照してください。

🖊 メモ

 上記救済規定の適用があった場合、第一種特定原産地証明書にDMI、ACU、FGM、IIM、IMが記載 されます。

ただし、日タイ協定、日アセアン協定、日オーストラリア協定、日モンゴル協定では、FGMは第一 種特定原産地証明書上に記載されません。

- 日ペルー協定では、救済規定の使用の有無は第一種特定原産地証明書に印刷されません。
- 日スイス協定では、判定基準は第一種特定原産地証明書に印刷されません。

7.2 再発給申請をする

原則として、一度発給した第一種特定原産地証明書(審査が終了して手数料が確定した証明書)の再発給は 行っていませんが、記載事項変更や亡失、滅失などの理由に限り、第一種特定原産地証明書発給システムか ら再発給の申請ができます。

⚠ 注意

- 再発給には再発給手数料が必要です。
 誤って、別途改めて発給申請を行い、承認後に再発給案件であることが判明すると、元発給分、再
 発給分に加え、「新規」発給分の手数料負担が生じますので注意してください。
- 再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。
- 追加資料の提出を求められる場合や、再発給できない場合もあります。
- 内容確認や追加資料提出依頼などのため、第一種特定原産地証明書の発給事務所から連絡させていただく場合があります。
- 記載事項変更での再発給の場合、再発給元となる第一種特定原産地証明書には返納義務があります。第一種特定原産地証明書の発給事務所まで必ず返納してください。交付前の第一種特定原産地証明書について、返納は必要ありませんが、発給手数料は発生します。
- 亡失や滅失などの理由による再発給の場合、事由により提出を求められる資料が異なります。詳しくは発給事務所までお問い合わせください。
 <例>
 - 盗難の場合:警察への盗難届(控)などのコピー
 - 紛失の場合:警察への遺失届(控)などのコピー
 - 火災により第一種特定原産地証明書が完全に消失した場合:消防署の「り災証明書」などのコピー
- 亡失や滅失などの理由による再発給の場合、第一種特定原産地証明書に再発給元の証明書が無効に なった旨と、再発給元の証明書の発給日、および番号が記載されます。
 記載内容は協定により異なります。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする

ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

 ユーサーD

 パスワード

 パスワード

 パスワード

 メニの画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。

 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

****	時た原産地區明育光和シヘナム
	ב-ザ-ם א-דגא
	ロヴィン 終 7
※この画面のURLを「お なお、登録する場合に	○気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えくださ はこちらをご利用ください。

2 [発給申請書入力] 画面を開く

[発給申請]メニューの[発給申請書入力]をクリックする
 [発給申請書一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム									L.	ブアウト	
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0件			判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	0件		企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	

	メインメニュー
原產品判定	発給申請
原產品判定依頼書入力	発給申請書入力
原産品同意通知書入力	原產品同意通知書照会
原産品(誓約書)利用状況	引換書・受領書印刷

2 [発給申請一覧] 画面で、再発給する発給申請情報の受付番号をクリックする

[発給申請書参照] 画面が表示されます。

発給申請書一覧											ХΞа	.一(2)万	€3			
	発給受付番号	;			状態		•		産品情報 HS	<u></u>	•					
	申請日※ ~		申請者名 (部分一致)]	検	索表	示				
	証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)													
	協定			•	発給事務所		-	1	頁表示件数 20	•						
給売作	※中語はは包酒中方ロの数子をヘガロとてんさい。(m・2000年3月1日→20000001) ※この一覧は受付番号の大さい順に表示されます。 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。 新規入力															
LO RI	協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	12当:	者名	便名	 , , 。 手数料 (円) 	再 ※	修正	削除	複写	再発	申請 事務所
タイ		02929604	2016/06/01	手続中(承認)	aaaaaaaaaa	日商太	\$日商	太郎	aaaaaaaa	2,500		修	削	複	再	東京
タイ		02929504	2016/05/30	手続中(承認)	ABC Company	日商一	\$日商	一郎		3,500		修	削	複	再	東京
タイ		02929404	2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商 一	\$日商	一郎		3,500		修	削	複	再	東京
											_				in the second se	
タイ		02929304	2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商 一	\$日商	一郎		2,500		修	削	複	冉	東京
タイ タイ		02929304 02929204	2016/05/30 2016/05/27	交付準備完了 交付済	ABC Company ABC Company	日商一	\$P日商 \$P日商	一郎		2,500 3,500		修修	削削	複複	冉	東京 東京
97 97 97		02929304 02929204 02929104	2016/05/30 2016/05/27 2016/05/27	交付準備完了 交付済 交付済	ABC Company ABC Company ABC Company	日商 一 日商 太 日商 一	\$3日商 \$3日商 \$3日商	一郎 太郎 一郎		2,500 3,500 2,500		修修修	削削	複複複	再再	東京東京

一覧印刷 戻る

③ [発給申請書参照] 画面で、 [再発給] ボタンをクリックする

再発給を行うか否かの確認画面が表示されます。

	۲		氏名	日商 太郎	
本件に関するご相当者	۲	1	勧新番号	06-	
		F	FAX番号	06-	
			E-mail		
交付準備完了後のメール	レ送信者	望の有無			
	 ●希望する ●希望しない E-mail 			11.00 million (11.00m)	
E-mail送信希望	ン nt 軍(
E-mail送信希望					

証明書イメージ閲覧(PDF)

④ 内容をよく確認し、 [再発給する] ボタンをクリックする

「再発給申請書入力」画面が表示されます。



3 再発給申請書を提出する

① [再発給事由] 欄で、再発給する事由を選択する

			再発給[申請書入力 メニューに戻
<u>日本商工会議所 殿</u> 当社/私が受給した第 関する法律施行規則第 8 8	ー種特: 条 こ基	定原産地訂 づく第一種	明書に関して、下記の事由 時定原産地証明書の再発給?	再発給元証明書イメージ飛覽(PDF) キャンセル こより、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に を申請します。
※ ト記の欄のうち、 @ 9.)-)(). @	に悩は必ジ	集項目となりますので、必一 企業登録番号	
	6			株式会社 日商商事
申請者	0		住所(所在地)	東京都
			代表者氏名	日商太郎
	0		氏 名:全角	日商太郎
★供に関すてセッキ			電話番号:半角	03-
本日に因りる担当有			FAX番号:半角	03-
			E-mail:半角	
※不明な場合は提出先す	務所	にお問いる	合わせください。	
再改約二の第一番時空	百产业	ы≅хя⊟- з ⊳	証明書番号	********
丹光和九の第一性付正	尿性儿	別숨	発給受付番号	0:
再発給事由	000	記載事項 亡失・滅	変更 失・汚損・破損(記載事項の	変更もあわせて行う場合は「記載事項変更」を選択してください。)

※再申請理由を具体的にご記入ください。

変更の発生事由

- 注1)記載事項変更の場合、バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。

- 注1)記載争項変更の場合、バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。 注2)亡失、減失、盗難の場合、詳細な状況をご記入ください。 注3)盗難の場合、皆無への盗難届(控)等のコビーをご提出ください。 注4) 火災により第一種特定原産地証明書が完全に焼失した場合、洋防署のリ災証明書をご提出ください。 注5)汚損や破損の場合、汚損や破損した第一種特定原産地証明書を当該証明書を発給した事務所にご提出ください(返納の義務があります)。 注6)亡失した第一種特定原産地証明書を発見した時は、遅滞なく返納する義務があります。

キャンセル

② [変更の発生事由]欄で変更が発生した理由を入力する

(4) [OK]

③ [記載事項変更]を選択した場合は、 [修正入力] ボタンをクリックする [亡失・滅失・汚損・破損]を選択した場合は、 [確認] ボタンをクリックする

確認のダイアログボックスが表示されます。

※再申請理由を具	体的にご記入ください。		
変更の発生事	±		X
注1)記載事項変更 注 0) : : : : : : : : : : : : : : : : : :	の場合、バイヤーからの要請、現地か	らの要請等の理由は不可。	
注2)亡矢、滅矢、 注3)恣難の堪会	金輔の場合、詳細な状況をこ記人く/に 整察への姿難屏(控)等のコピーをご:	さい。 提出とださい	
注(4) 火災により第	= 宗、③ 温維宙(圧)等のコピービビ」 一種特定原産地証明書が完全に焼失し	た場合、消防署のり災証明書をご提出く;	ださい。
注5)汚損や破損の	場合、汚損や破損した第一種特定原産	地証明書を当該証明書を発給した事務所	こご提出ください(返納の義務があります)。
注6)亡失した第一	·種特定原産地証明書を発見した時は、;	遅滞なく返納する義務があります。	
			キャンセル
[OK] ボタンをクリッ	ックする		
再発給申請書の作成引	≅続を行います。		
Web ページからの	メッセージ	× Web ページからのメッセージ	×

Web ページからのメッセージ X	Web ページからのメッセージ	×
一 再発給申請書の内容を確認し、発給申請をしてください。 「 の K 」 キャンセル	証明書の記載事項を変更しますか? OKを知り少すると、発明語入力修正面面に移行します。 記書項項を変更し、「発始申請た列ルプすると、再発始申請書 に掲載される記載事項変更部分の一覧が自動的に作成されます。	
	OK ++>セ	n

誓約書を利用した発給申請をする 7.3

日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、第一種特定原産地証明書を取得する際に、原産 品判定依頼を行う方法とは別に、発給申請する輸出者が、生産者から提出された「誓約書」を基に発給申請 できます。

■ 誓約書利用の流れ

1. 誓約書の提出(生産者→輸出者)

生産者は、「協定上の原産品であることを誓約する書類(第一種原産品誓約書)」(誓約書)を作成し、輸 出者に提出してください。

<mark>○参照</mark> 誓約書の様式は、「<u>誓約書を利用するには</u>」(P.63)を参照してください。



2. 輸出者の発給手続(輸出者→日本商工会議所)

輸出者は、生産者から入手した誓約書を基に、第一種特定原産地証明書発給システムから発給申請手続を行 います。

参照 第一種特定原産地証明書発給システムからの誓約書を利用した発給申請の操作について詳しくは、「事前準備編」の「もっと詳しく知りたい方へ」内の「日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定における誓約書利用について」を参照してください。

手続き内容

<第一段階>誓約書情報の入力と誓約書産品利用番号

- ① 第一種特定原産地証明書発給システムに誓約書情報を入力
- ② 発給事務所でHSコードの誤りなどを確認
- ③ 入力漏れがなければ、誓約書産品利用番号が付与

<第二段階>発給申請

誓約書産品利用番号を入手後、通常の発給申請を行います。 判定承認を受けた輸出産品も一緒に発給申請可能です。

⚠ 注意

■ 誓約書を利用するには

入手した誓約書を利用するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから誓約書の情報を入力し、日 本商工会議所に登録します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

第一種特定原産地証明書発給システム
ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。
ログイン画面 閉じる

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム
ما- ۴- ۲
ログイン 終 了
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 誓約書情報を入力する

① [発給申請] メニューの [誓約書情報入力 (スイス・ペルー・オーストラリアのみ)] をクリックする

[誓約書産品利用申請一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム									グアウト		
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件			判定依頼中	014	発給申請中	1件]
ご利用者	判定手続中	0 件	発給手続中	0件		企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	1
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0件			誓約書申請	0件	交付準備完了	1件]

	メインメニュー	
原產品判定		発給申請
原産品判定依頼書入力		<u>発給申請書入力</u>
原産品同意通知書入力		原產品同意通知書照会
原産品(誓約書)利用状況		引換書・受領書印刷
		誓約書情報入力(スイス・ヘッルー・オーストラリアのみ)

② [誓約書産品利用申請一覧] 画面で、 [新規入力] ボタン(B) をクリックする

新規申請入力画面が表示されます。

				봘	「約書」	E品利用申請一.	覧				XI:	ューに戻る
利用申請	授付番号				状態	•	HSコー (先頭一致	F]		
利用申請日※ ~					申請者名 (部分一致)							(あまこ)
誓約書産品	品利用番号				産品名 (部分一致)							(3464)()(
協	碇		•			र्षे 📃 🗾	▼ 表示件数/条		 表示 	可のみ 💌		
※ や ボーボード ※ この一覧 ※ 非表示欄 新規入す	は、受付番 をチェック カ	オるの数子 号の大きい。 すると <u>当該</u> ・ B	を八方してく 順に表示され 産品を非表示	ます。 言にできま	()月 - 2006 <u>ます。</u> 再表	ティスティー 1-200003017 示は、 1-2の「条件」; A	を「全て」に割	定し、チ	ェックをタ	外してく	ださい	۱.
検索件数:	1									ページ	":[前] 1 [次]
協定	受付番号	判定番号	利用申請日	HS⊐-Ի°	状態	産品名	申請者名	事務所				非表示
スイス	00013908		2016/06/01	848309	利用申請	Transmission shafts	日商 太郎	東京	修正	削除 衬	野	
									一覧	印刷	戻	3

С



③ 新規入力画面で、誓約書情報を入力する



メニューに戻る

[協定]欄~ [発給申請者]の項目

哲約隶帝旦利田由建	
言形 青库 四州 用 屮 調	

キャンセル 保存 誓約書産品利用申請

◎登録した誓約書産品利用番号は、1発給に限り有効です。

協定	日スイス協定
申請事務所	東京事務所 🔽

下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■発給申請者(誓約書における産品利用者)

	۲	企業登録番号	AO
	۲	和文氏名	日商 太郎
発給申請者	۲	和文社名(屋号)	株式会社 日商商事
	۲	郵便番号	〒1
	0	所在地	東京都



■生産者欄(誓約書を作成した生産者)

848309

※企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。 ※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に "989898999"(数字9桁)を入力して情報を入力してください。 ※<u>変文所在地は、国名(AIM-MA)まで、正確に</u>フルアドレスを記入してください。

この日本語の、自日	(oni		o cynew.
	۲	企業登録番号:半角英数字	AOI I 情報取这
	۲	和文社名(屋号):全角	株式会社 テスト商事
	۲	英文社名:半角	Co.,Ltd.
	۲	電話番号:半角	03-
		FAX番号:半角	03
生産者		E-mail:半角	
11/11/0	۲	郵便番号:半角数字	〒
	۲	和文所在地:全角	東京都
	۲	英文所在地:半角	, Japan

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイスの表記及びHSの品名に実質的に同一となるよう記載してください。 ※この表記は、原産地証明書の FieldB: Description of good(s) に反映されます。 ※ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的かつ一般的な商品名を記載してください。 ※関税分類量(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2007年1月1日に改正された統一システムの番号を 記載してください。 HSコード(6桁) 誓約書産品利用申請対象の輸出産品名(英文) [ransaission shafts]



● [発給申請者の連絡担当者] ~ [生産者の連絡担当者]の項目

■発給申請者の連絡担当者

※誓約書における入力内容確認の為、			認の為、以下の発給申請者の連絡担	当者に発給機関から連絡することがあります。
	2000由建力(高約40以大	0	氏 名:全角	日商 太郎
		۲	電話番号:半角	03-
	光和中前者以運輸但当者		FAX番号:半角	03-
			E-mail:半角	

■生産者の連絡担当者

※誓約書における産品の	原産	性の確認の為、以下の生産者の連絡	担当者に発給機関から連絡することがあります。
	۲	氏 名:全角	
生産者の連絡担当者	۲	電話番号:半角	123-
	۲	E-mail:半角	

キャンセル 保存 督約書産品利用申請



④ [誓約書産品利用申請] ボタンをクリックする

利用申請受付画面が表示され、誓約書産品利用申請が完了します。

■生産者の連絡担当者			
※誓約書における産品の	原産	性の確認の為、以下の生産者の連絡	担当者に発給機関から連絡することがあります。
	۲	氏 名:全角	
生産者の連絡担当者	۲	電話番号:半角	123-
	۲	E-mail:半角	

キャンセル 保存 福約書産品利用申請

誓約書産品利用申請

利用申請受付番号

協定:日スイス協定 利用申請受付番号:XXXXXXXX 申請受付事務所:東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります。

新規入力 一覧表 控え印刷



7.4 同意通知書を照会する

同意通知書の照会は、第一種特定原産地証明書発給システムから行うことができます。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID	
パスワード	
	22 7

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。



2 同意通知書を参照する

① [発給申請] メニューの [原産品同意通知書照会] をクリックする

[同意を受けている原産品及び同意先(判定依頼者)一覧表]画面が表示されます。

		第-	·種特定)	原産地語	証明書	発給シフ	テム		마	ブアウト
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0件		判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	0件	企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0件		誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	
	原産品料	吹 判定依頼書	:入力	X1.JX-	-1-	発給申請 発給申請書:	ኢታ			
	<u>原産品</u> 原産品	」同意通知書 」(誓約書)利	<u>:入力</u> 用状況		(原産品同意) 引換書·受領	通知書照会 [書印刷]	>		
						誓約書情報	<u>入力(スイス・ヘ</u>	*ルー・オーストラリフ	<u>"のみ)</u>	

② [同意を受けている原産品及び同意先(判定依頼者)一覧表]画面で、参照する同意通知書の判定番号(B)をクリックする

同意通知書が表示されます。

		司意を	受けて	「いる原産品】	及び同意先	(判定体	(頼者)	一覧	表	メニューに戻る
			<日商商	事>様が同意通知	知されている原	「産品の一覧	〔表です.	,		
原産品判定	番号 📃			HS⊐−F						
有効期間	ł 🔽	~ [判定依頼者						検索表示
協定			•	判定受付事務所		表示件数	₹∕条件	20 💌	表示可のみ 💌	
※下記一覧表	で、有効期限	が <mark>赤</mark> 字は、	、同意通	知の有効期限切れ。	発給申請者の企業	幕名が赤字は	、企業登	録の有效	期限切れ。	
検索件数: 34	Ļ				Α				ページ	: [前] 1 <u>2</u> [<u>次</u>]
協定	判定番号	HS⊐-Þ°		輸出産品名		判	定依頼者		判定受付事務所	有効期限
91	<u>8702107504</u>	847130	portabl processi	e digital automatic ng machine(personal	: data computer)	日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2014/12/19
31	<u>9919390904</u>	123456	₩'s tig	hts 2P		株式会社	日商商事		東京事務所	2014/11/06
タイ	<u>9919390904</u>	123456	WAapos;	s tights 2P		株式会社	日商商事		東京事務所	2014/11/03
タイ	<u>3129293804</u>	123456	R stig	hts 2P		株式会社	日商商事		東京事務所	2014/11/06
31	<u>4366637204</u>	610130	🎽 n&apo	s;s coat		日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2014/08/14
タイ	<u>3016190404</u>	722550	COLD RO	LLED STEEL		日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2014/05/23
タイ	<u>3016190404</u>	722550	COLD RO	LLED STEEL		日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2013/09/29
タイ	<u>3016190404</u>	722550	COLD RO	LLED STEEL		日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2013/06/23
タイ	<u>3016190404</u>	722550	COLD RO	LLED STEEL		日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2014/01/31
タイ	3016190404	722550	COLD RO	LLED STEEL		日商製作所	株式会社	t	東京事務所	2012/03/17

🖍 メモ

- 協定ごとに絞り込んで同意通知書一覧を表示する場合は、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示] ボタンをクリックします。
- 同意通知書、企業登録の有効期限切れなどの場合は、発給申請ができません。
 同意通知書の有効期限切れの場合は、[有効期限]欄が赤字で表示され、企業登録の有効期限切れの場合は[判定依頼者]欄が赤字で表示されます。また、双方の理由などにより 発給申請に利用できない同意通知書情報は灰色の字で表示されています。
- 輸出産品の表示がない場合、判定依頼者に同意通知書の提出を依頼してください。また、
 有効期限の延長など、必要に応じて、「原産品判定依頼者」に連絡してください。期限切れは赤字で表示されます。

8. 手数料を納付して、 証明書を受け取る

ステップ8 手数料を納付して、第一種特 定原産地証明書を受け取る(発給システム 使用)

第一種特定原産地証明書の発給時に、交付と引き換えに発給手数料を納付する必要があります。

■ 発給手数料について

発給手数料は、①基本料+②加算額となり、全協定共通です。

- ① 基本料:発給申請1件につき2,000円
- ② 加算額:「第一種特定原産地証明書記載産品数」x「加算単価」

🖊 メモ

- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数と加算単価を掛け合わせた金額が加算額です。
 加算単価は1品あたり500円です。第一種特定原産地証明書記載産品に係る原産品判定番号の申請 者による使用回数が20回を超えた場合、それ以降(21回目から)は50円です。
- 日メキシコ協定については、日商システムへの統合前(平成21年4月3日まで)に、日墨システムで1回でも使用された原産品判定番号の加算単価は50円です。

手数料の計算方法

- ① 第一種特定原産地証明書記載産品数のカウント方法
 - 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数を各々カウントします。
 - 同一証明書に同じ輸出産品が複数記載されている場合は、それぞれを一産品としてカウントします。
- ② 加算額の決定に使用する原産品判定番号の使用回数のカウント方法
 - 使用回数のカウントは、発給申請者ごとに行います。
 - 同一証明書に、同じ原産品判定番号に基づく同一の輸出産品が繰り返し記載されている場合は、
 それぞれの使用回数を累計します。

🗡 メモ

● 発給手数料は、1件の第一種特定原産地証明書に記載される輸出産品数を確認し、更にその輸出産品に係る原産品判定番号のこれまでの使用回数を特定し計算します。仮に1件の証明書に同じ輸出産品名が2回記載され、かつ、その輸出産品の判定番号が同一の場合は、第一種特定原産地証明書記載産品数は2、原産品判定番号の使用回数は2回として加算されます。

■ 手数料の内訳

発給手数料は、発給事務に要する実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けて定められたものです。 実費の内訳は、発給事務に係る人件費、一般事務費、発給システム費、用紙代などです。

8.1 発給手数料を納付する

■ 手数料額を確認する

第一種特定原産地証明書の発給手数料は発給事務所で審査が完了した時点で確定します。 手数料金額は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

第一種特定原産地証明書発給システム
ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。
ログイン画面 閉じる

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID	
パスワード	
ログイン	終了

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。



2 発給手数料を確認する

① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする

[発給申請書一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム											ブアウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件]		判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	0件	1	企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0 件]		誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	
原産品判定 メインメニュー 発給申請											
原產品判定依頼書入力					発給申請書入力						
原產品同意通知書入力					原產品同意通知書照会						
		引換書・受領書印刷									
② [発給申請一覧] 画面で、発給手数料を確認する第一種特定原産地証明書申請情報の受付番号(B) をクリックする

[発給申請書参照] 画面が表示されます。

				発給申請	₿ →	覧						X	.a.—(2	戻る	
発給受付番	₹			状態			¥		産品情報 HS	:1-1	•)	
申請日※		~ [申請者名 (部分一致)							1	検索	表示	ıĿ	- A
証明書番号 (完全一致)				輸入者名 (部分一致)]			1	
協定			-	発給事務所			-	1	頁表示件数 20	•				J	
※申請日は西) ※この一覧は 新規入力	暦年月日の 受付番号の)数字を入力)大きい順に TSV形式で新	」してください :表示されます (親入力	ヽ。(例:2008年5月1日 「。 過去に申請した素	→200 【件を】	80501 見たい) \場合	lt.	「状態」を変更し	てくださ	い。				
	検索件数: 7 ※再:再発給申請の場合にOが表示されます。 ベージ:[前]1[次]														
協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請	者名	担当	者名	便名	手数料 (円)	再 ※	修削正防	複写	再発	申請 事務所
タイ	<u>02929604</u>	2016/06/01	手続中(承認)	aaaaaaaaaa	日商	太郎	日商	太郎	aaaaaaa	2,500		修削	複	再	東京
タイ	<u>02929504</u>	2016/05/30	手続中(承認)	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		3,500		修削	複	再	東京
タイ	<u>02929404</u>	2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		3,500		修削	複	再	東京
タイ	<u>02929304</u>	2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		2,500		修削	複	再	東京
タイ	<u>02929204</u>	2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	太郎	日商	太郎		3,500		修削	複	再	東京
タイ	<u>02929104</u>	2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		2,500		修削	複	再	東京
タイ	02929004	2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	一郎	日商	一郎		2,500		修削	複	再	東京
	T									一覧	印刷	1.1	戻	3	
	В														

主意 手数料額を確認できる証明書情報は、「状態」欄が「手続中(承認)]、「交付準備完了」、「交付済」のものです。 証明書情報の「状態」欄が「手続中(承認)]でも手数料額は確定しており、確認できますが、交付は「交付準備完了」となってからのみ可能です。

協定ごとに絞り込んで発給申請書一覧を表示する場合は、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示] ボタンをクリックします。

③ [発給申請書参照] 画面左上の発給手数料を確認する



■ 手数料の納付方法

発給手数料は、**原則、発給申請時に選択した第一種特定原産地証明書の発給事務所の窓口において、交付** と引換えに納付します。



● 振込による手数料納付についてのご注意

- 振込手数料は申請者負担です。
- 振込にかかる振込控をもって発給手数料の領収書と替えさせていただきます。
- 第一種特定原産地証明書の郵送を希望される場合は、着払いでの送付となります。

8.2 第一種特定原産地証明書を受け取る

第一種特定原産地証明書を受け取る際、手数料納付方法が現金か事前振込の場合は「引換書」を、後日払いの場合は「受領書」を発給事務所に提出します。 引換書と受領書は第一種特字原産地証明書発給システムから入手できます。

引換書と受領書は第一種特定原産地証明書発給システムから入手できます。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます



③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム
ユーザーID // パスワード
ロヴィン総了
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

2 引換書、または受領書を印刷する

① [発給申請]メニューの [引換書・受領書印刷] をクリックする [引換書・受領書印刷] 画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	ħ	E明書	発給シフ	くテム		D2	ブアウト	
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	1		判定依頼中	0件	発給申請中	1件		
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	<mark>0</mark> 件		企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件		
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0 件	1		誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件		
					-							
		I		メインメ	<u></u>	<u>а</u> — 📕						
	原產品判定 発給申請											
	原産品	判定依頼書	: <u>入力</u>				<u>発給申請書入力</u>					
	原産品	同意通知書	<u>:入力</u>				原産品同意	通知書照会				
	原産品	<u>(誓約書)利</u>	<u> 用状況</u>				引換書·受領	自書印刷	>			
							誓約書情報	入力(スイス・ヘ	゚ルー・オーストラリフ	<u>アのみ)</u>		

② [引換書・受領書印刷] 画面で、引換書、または受領書を印刷する証明書情報の [選択] 欄 (C) に チェックを付ける

			Ē	目換書	・受領書印刷				XII-(2	涙る	
発	協定 給受付No 申請者名		状態 3	に た付準備完了 命入者名	交付事務所 了 _ 1頁表示	▼ <件数 20 ▼	表示	 覧印刷	戻る	┝	A
***	 ・主教料納付か「現金 窓口へご持参くださ ※手教料納付が「後日 ※当該引換書、受領書 無効です。 	訂あるいは1振込 い。 <mark>(注)交付(6</mark> 1]の案件につい 書は、直接ブリン?	」で 受取方法が1 受取)方法が郵送 ては、該当案件の なから印刷したもの	窓口」の案 の案件につ 「受領書」を)のみが有う	件については、該当案件 いては、引換書は印刷さ 印刷のうえ、申請事務所 効です。コピーあるいはそ	「の」「引換書」を印 いません。 「の交付窓口へご 「各事務所等へFAX	剤のうえ、申請事剤 持参ください。 送付された引換書	粥所の ま、受領	交付 連は		
*	※第一種特定原産地 証明書の発給等に	証明書を受け取る 関する法律」第4 受け取る場合は「	5際は、引換書 条3項に定めそ F欄にご入力くだる	「留意す」 「留意す」	ばタンをクリックした後に べき事項」をご覧ください	:表示される「経済 。	連携協定に基づく	特定原	産地		
	代理者企業名				代理者氏名		「四日日	又照書	E DADI)—	D
検	代理者企業名 │ 索件数: 2		*	(再:再発編	代理者氏名 合申請の場合に〇が表示。	されます。		交照者 • [前]	日期)	D
検 選択	代理者企業名 索件数: 2 協定 (留意すべき事	·項) 受付 ·項) 番号	※ 発給申請日	○再:再発料 事務所	↓ 代理者氏名 合申請の場合に○が表示る 輸入者名	されます。 申請者	2 手数料	交限者 【前】 納入 方法	日期 一次 一文取 方法) 〕 [再] ※	D
検9 選択 □	代理者企業名 索件数: 2 協定 (留意すべき事 <u>タイ</u>	⁵ 項) 受付 番号 02929404	※ 発給申請日 2016年05月30日	 (再:再発約) 事務所 東京 	代理者氏名 合申請の場合にOが表示。 輸入者名 ABC Company	されます。 申請者: 日商 一郎	1)換置/ 名 手数料 3,500	· (前) 納入 方法 後日	日期 「次 受取 方法 窓口) 再 ※	D
検! 選択 □	代 理者企業名 索件数: 2 協定(留意すべき事 <u>2イ</u> 2 <u>イ</u> 2 <u>イ</u>	F項) 受付 番号 02929404 02929304	※ 発給申請日 2016年05月30日 2016年05月30日	 (再:再発約) 事務所 東京 東京 	代理者氏名 合申請の場合につが表示。 輸入者名 ABC Company ABC Company	されます。 申請者 日商 一郎 日商 一郎	51換書/ 名 手数料 3,500 2,500	文 (前) (前) (前) (前) (前) (前) (前) (前) (前) (前)	- 「次 - 「二次 - 「二二、 - 「二、 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「) 再 ※	D



③ [引換書/受領書印刷] ボタン(D) をクリックする

引換書、または受領書が印刷されます。

● 印刷された引換書のイメージ

			日メキシコ協
現金・引換書			
日本商工会議所			平成24年06
東京事務所 御中	中間書名	日商製作所株式	t 会社
		日商 三郎	
	代理者者	株式会社 日商	商事ロジスティクス
		日本 花子	
特定	原産地証明	書引換書	
以下の発給受付番号の)特定原産地証明	書の引換をお履	いいたします。
(合計)	1件	¥7.00	0
(茶絵の)	(付委号)	(会 新)	8
1. No.		¥7.00	0

第一種特定原産地証明書が発給されたら

第一種特定原産地証明書を取得したら、輸入者に送付します。**輸入者が輸入国税関に第一種特定原産地証** 明書を提出することにより、協定で定められたEPA特恵税率が適用されます。

書類などの保存義務について

⚠ 注意

- 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や、原産品判定依頼を行った生産者は、法律により、第一種特定原産地証明書の発給日より5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定は3年間)、その第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類を保存することが定められています。
- 保存された情報や書類は、提出を求められることがあります。

輸入相手国での通関時、または通関後に輸入国の税関当局から輸出産品の原産資格の確認が日本政府に要請された場合、輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類の提出が求められたり、必要に応じて実地確認を求められることがあります。(英文の資料が求められる場合もあります)。

保存されていない場合「原産品であることの確認」ができないことから、輸入国においてEPA特恵 税率の適用が否認される場合があります。

経済産業省では「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」をしています。 詳しくは、経済産業省ホームページを参照してください。

● 経済産業省ホームページ:

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

■ 保存すべき情報や書類の例

原産資格を判断するための基本的な確認資料

- 原産材料・非原産材料に関する仕入書、納品書、インボイス
- 原材料の仕入先から入手した原産資格に関する情報や文書(念書、宣誓書、契約書など)
- 農林水産品にあっては、「事前準備編」の「農林水産品に関する添付書類」に掲げる添付書類

適用した原産地規則ごとに必要な確認資料

- CTCルールを採用した際の非原産材料と最終生産品のHSコードの対比表
- VAルールにおける原産材料、非原産材料、非材料費の価格情報
- VAルールを採用した際の原産資格の判断のもとになる計算過程、計算結果
- 加工工程基準を採用した際の加工対象材料、加工内容、加工地などを裏付けする文書

- 累積を利用した場合、原産材料の輸入を証する文書(例:輸入時の同協定に基づく原産地証明書)
- 僅少を利用した場合、これを裏付けする資料(最終生産品における非原産材料の価格割合を示すもの)
- 代替性のある産品や材料を使用した場合、一般的に認められている会計原則に基づいた在庫管理表

第一種特定原産地証明書の発給を受けた産品に関する船積書類等

- 第一種特定原産地証明書の写し
- インボイスや船荷証券等の船積書類の写しなど

農林水産品に関する添付書類

- 農林水産品を輸出する場合は、「事前準備編」の「農林水産品に関する添付書類」に掲げる添付書類を その輸出産品の生産者、または加工者から入手して、原産品判定を行う際の証拠書類の一つとして使用 してください。なお、これらの書類は、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対して提出を求 められる場合があります。
- 輸入相手国の税関当局からの原産資格の確認要請があった場合には、経済産業省が書類に記載された情報について提出を求めたり実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。
- おおまかな区分は、以下の通り
 - ① 農林産品については「農林産品に係る生産証明書」
 - ② 加工農林産品については「農林産加工品に係る製造証明書」
 - ③ 水産品については「漁獲・養殖証明書」
 - ④ 水産加工品については「加工証明書」

詳しくは、日本商工会議所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、「<u>第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合せ先</u>」(P.92)を 参照してください。

通知、報告、罰則などに関する留意事項

■ 通知義務

① 注意

 下記の事実を知った場合、輸出者および生産者は、法律第6条により指定発給機関(日本商工会議 所)を通じて経済産業省に書面により通知する義務があります。

<輸出者(第一種特定原産地証明書受給者)>

- 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出産品が原産品でなかったこと(第一種特定原 産地証明書受給後5年間)
- ② 申請書の記載又は資料の内容の誤りにより第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じた こと(同1年間)

③ 第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと(同1年間)

<生産者(特定証明資料提出者)>

① 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出産品が原産品でなかったこと(同5年間)

- ② 提出した資料の内容に誤りがあったこと(同1年間)
- 第一種特定原産地証明書受給者及び特定証明資料提出者の報告等(証明法第26条)
 証明法第6条の通知(原産品でなかったことなどの通知)義務が遵守されているかを確認するため、第一種特定原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に対する経済産業大臣、または指定発給機関が実施する報告要請・実地検査が規定されています。なお、報告要請・実地検査は、対象とされた第一種特定原産地証明書受給者の同意の上で行われるもので、強制措置ではありません。ただし、経済産業大臣が実施する報告要請・実地検査の同意を拒むと、第一種特定原産地証明書発給の決定取消しを受ける場合があります(証明法第27条)。発給の決定が取り消された場合、相手国当局にその旨が通報されます(証明法第28条。通報前に第一種特定原産地証明書が返納された場合を除く)。

📕 罰則

第一種特定原産地証明書受給者などに対する証明法に基づく義務違反などに対する罰則は、以下の通りです。

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

なお、上記の違反行為を法人などの役職員が犯した場合、その法人などに対しても罰金刑が科されます(証 明法第40条)。

また、EPA特恵税率の適用を目的として、第一種特定原産地証明書を偽造した場合には、刑法155条の公文 書偽造に該当し、1年以上10年以下の懲役の対象となります。

■ 原産品であるかについての確認(Verification)への対応

EPAにおいて、輸入国の関係当局は、輸入産品が輸出国の原産品であるか否かを決定するため、輸出国の権限のある政府当局などに対し、以下の要請ができることが規定されています。なお、期限までに回答がない場合、または回答が不十分な場合にはEPA特恵税率の適用が否認されます。

協定	EPA締約相手国から日本 国へ情報提供の要請	EPA締約相手国が必要と 認める場合に、日本国に 追加の情報提供の要請	施設などの訪問の要請		
日メキシコ協定	協定第44条 1 (a)	協定第44条3	協定第44条 1 (c)		
(回答期限)	(4ヶ月以内)	(3ヶ月以内)	(45日以内)		
日マレーシア協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1		
(回答期限)	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日チリ協定	協定第47条 1	協定第47条 2	協定第48条 1		
(回答期限)	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日タイ協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1		
(回答期限)	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日インドネシア協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1		
(回答期限)	(6ヶ月以内)	(4ヶ月以内)	(30日以内)		
日ブルネイ協定	協定第40条 1	協定第40条 2	協定第41条 1		
(回答期限)	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日アセアン協定	運用上の証明手続	運用上の証明手続	運用上の証明手続		
(回答期限)	第6規則1	第6規則2	第 7 規則 1		
	(3ヶ月以内)	(3ヶ月以内)	(30日以内)		
日フィリピン協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1		
(回答期限)	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日ベトナム協定	運用上の証明手続	運用上の証明手続	運用上の証明手続		
(回答期限)	第6規則1	第6規則2	第 7 規則 1		
	(90日以内)	(90日以内)	(30日以内)		
日スイス協定	附属書 2 第25条 1 、第25条 4 、第25条 8				
(回答期限)	(初回は10)	ヶ月以内又は合意するその他	の期間内)		
日インド協定	運用上の証明手続	運用上の証明手続	運用上の証明手続		
(回答期限)	第6節1	第6節2	第7節1		
	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日ペルー協定	協定第66条 2 (b)	協定第66条 4 (b)	協定第66条 2 (d)		
(回答期限)	(3ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)		
日オーストラリア協	協定3・21	条 2 (b)、(c)	協定3・21条2(d)		
定(回答期限)	(45日以内又は合意す	(30日以内)			

協定	EPA締約相手国から日本 国へ情報提供の要請	EPA締約相手国が必要と 認める場合に、日本国に 追加の情報提供の要請	施設などの訪問の要請
日モンゴル協定	協定 3 ・18条 2	協定 3 ・18条 3	協定 3 ・19条 1
(回答期限)	(4 ヶ月以内)	(2 ヶ月以内)	(30日以内)

こんなときには(Q&A)

■ 基礎編

◆ 第一種特定原産地証明書とは何ですか?

日本は、複数の国とEPAを締結しています。

EPAにおける貿易において、日本の輸出産品が、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明すると、 相手国税関でEPA特恵税率(通常の関税率よりも低い関税率)の適用を受けることができます。この「EPA に基づく原産資格を満たしていることを証明する」書類が「第一種特定原産地証明書」です。

日本では、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指 定した指定発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書を発給しています。

なお、先述のとおり「第一種特定原産地証明書」はEPAに基づいて発給されますので、EPAを締結していない国へは発給されません。2016年6月現在でEPAを締結している国(地域)は以下のとおりです。

二国間EPA

- 日シンガポール協定(2002年11月30日発効)
- 日メキシコ協定(2005年4月1日発効)
- 日マレーシア協定(2006年7月13日発効)
- 日チリ協定(2007年9月3日発効)
- 日タイ協定(2007年11月1日発効)
- 日インドネシア協定(2008年7月1日発効)
- 日ブルネイ協定(2008年7月31日発効)
- 日フィリピン協定(2008年12月11日発効)
- 日スイス協定(2009年9月1日発効)
- 日ベトナム協定(2009年10月1日発効)
- 日インド協定(2011年8月1日発効)
- 日ペルー協定(2012年3月1日発効)
- 日オーストラリア協定(2015年1月15日発効)
- 日モンゴル協定(2016年6月7日発効)

多国間EPA

● 日アセアン協定(2008年12月1日発効)

◆(特定がつかない)原産地証明書とは何ですか?

EPA特恵税率の適用を目的としない、「貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明する」ための書面が 「(特定が付かない)原産地証明書」で、複数の商工会議所で発給されています。第一種特定原産地証明と は異なり、日本商工会議所では発給されていませんので、ご注意ください。 (特定が付かない)原産地証明書が必要とされる理由やその役割は以下の通りです。

原産地証明書が必要とされる理由

輸入国の法律や規則に基づく時

② 貿易取引の契約書や荷為替信用状(L/C)で必要とされる時

原産地証明書の役割

- ① 輸入関税率の確定
- ② 商品の原産地表示
- ③ 通商手段の適用(ダンピングの防止、相殺関税、セーフガードなど)
- ④ 内国民待遇の対象の判定

(特定が付かない)原産地証明書の発給をご希望の場合は、お近くの商工会議所までお問い合わせください。

全国の商工会議所一覧
 http://www5.cin.or.jp/ccilist/search

◆ 第一種特定原産地証明はどうやったら取得できますか?

第一種特定原産地証明を取得するためにはいくつかのステップがあります。また、第一種特定原産地証明を 今まで取得したことの無い方が取得する場合、最低でも12日以上の営業日が必要です。

第一種特定原産地証明を取得するまでのステップ概要

(事前準備編)

- ステップ1 輸出産品のHSコードを確認する
- ステップ2 EPA特恵税率設定の有無や税率を確認する
- ステップ3 各EPAに定められた輸出産品に係る規則を確認する
- ステップ4 輸出産品に関する原産資格を確認する

(発給システム操作編)

- ステップ5 企業登録をする
- ステップ6 原産品判定依頼をする
- ステップ7 第一種特定原産地証明書の発給申請をする
- ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る

 ステップ1~4については「事前準備編」の「第一種特定原産地証明書取得までの流れ」を参照 してください。 ステップ5~8については「<u>第一種特定原産地証明書取得までの流れ</u>」(P.5)を参照してくだ さい。

◆ HSコードとは何ですか?

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいて品目ごとに定められているコ ードです。

「類(=上2桁)」、「項(=上4桁)」および「号(=上6桁)」にそれ以下の「統計細分」を加えた番号から成っています。「号(=上6桁)」までは、世界共通ですが、それ以下の「統計細分」は、その桁数 も含め国ごとに定められます。

経済産業省HP「よくあるご質問」より抜粋

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/faq/#faq_cat1

◆ EPA全般や、HSコードの調べ方、EPA特恵税率の調べ方を教えてください。

日本商工会議所作成の「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル(以下、マニュアル)」で詳しく解説 しておりますので、ご活用ください。

また、経済産業省では、電話などによる相談窓口「EPA相談デスク」を開設しておりますので、併せてご活用ください。

経済産業省HPの「よくあるご質問」もご参考いただけます。

なお、日本商工会議所ではHSコードやEPA特恵税率の特定は行っておりませんのでご注意ください。

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル(日本商工会議所作成) <u>http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html</u>

EPA相談デスク <u>https://epa-info.jp/</u> TEL: 03-5219-8877 E-mail: epa-desk@epa-info.jp

経済産業省HP「よくあるご質問」

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/faq/#faq_cat1

◆ 環太平洋パートナーシップ(以下、TPP)協定における原産地証明はどのようにした ら取得できますか?

TPP協定における原産地証明は輸出者、生産者、輸入者のいずれかが、自ら作成する「自己証明制度」が採 用される予定です。よって、第三者機関である日本商工会議所が発給するものではありません。 全国の経済産業局、日本貿易振興機構(JETRO)、中小企業基盤整備機構、 合わせて65箇所に相談窓口が 設置されておりますのでご活用ください。

経済産業省HP「ニュースリリース TPP相談窓口を設置します」 http://www.meti.go.jp/press/2015/11/20151106003/20151106003.html

◆ 検認とは何ですか?

各EPAでは、輸入国の関係当局は、第一種特定原産地証明書に記載された情報に疑義をもった場合、輸出国 の権限ある政府当局に情報提供を要請でき(英文の資料を求められることがあります)、その後、情報提供 に関する追加質問を行うことができます。

当該質問に対する回答に満足しない場合は、輸入国の関係当局は、輸出国の権限ある政府当局の立ち会いの 下に第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者、または生産者の施設を訪れて情報収集等を行うことが できます。これが検認です。

よって、第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者に対して、突然、相手国の関係当局が検 認のため訪問を行うということはありません。日本側の権限ある当局は、経済産業省です。なお、各EPAに より回答期限が設けられており、期限内に回答できなければ、EPA特恵税率が適用できなくなる場合があり ます。

■ システム編

◆ 第一種特定原産地証明発給システムのURLが分かりません。

第一種特定原産地証明発給システムのURLはセキュリティ保持のため公開しておりません(日本商工会議所のHPにリンクはありません。検索エンジンによる検索でも該当しません)。また、電話やメールによる回答もしておりません。

第一種特定原産地証明を取得するために必要なステップ「企業登録」が完了すると、登録した住所に「電子 情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」という書面をお送りいたします。「電 子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」に特定原産地証明発給システムの URLが記載されておりますので、Internet Explorerのアドレスバーに直接入力してアクセスしてください。

○参照 「<u>ステップ5 企業登録をする</u>」(P.7)もあわせて参照してください。

◆ 第一種特定原産地証明発給システムのIDとパスワードが分からなくなってしまいました。

セキュリティ保持のため電話やメールによる回答はしておりませんので、再発行手続きをしていただく必要 があります。再発行は最低でも7日以上の営業日が必要です。

詳細は以下の「再発行手続きのご案内」をご参照ください。 <u>https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/password.pdf</u>

◆「原産品判定依頼画面」の判定依頼者、「発給申請書入力画面」の発給申請者および 輸出者のデータが違うのですが、どうしたらよいでしょうか?

当該箇所のデータは「企業登録」のデータと連動しています。「第一種特定原産地証明発給システム」で必 要な変更を実施してください。詳細は以下の説明書をご参照ください。

企業登録の更新/変更および署名者(サイナー)の変更/追加/削除 操作説明書 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf

○参照 「企業登録内容を変更・更新するには」(P.19)もあわせて参照してください。

◆「発給申請書入力画面」で産品情報の入力方法が分かりません。

詳細は以下の説明書をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/sanpin.pdf

○参照 「<u>産品情報入力画面について</u>」(P.54)もあわせて参照してください。

◆「原産品同意通知書」の提出方法を教えてください。

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品判定依頼書」から同意を通知したい案件を選択して手続 きを行ってください。

○参照 「<u>6.2 同意通知書を提出する</u>」(P.34)もあわせて参照してください。

◆ 自社が同意通知を提出した産品の利用状況はどこを見れば分かりますか?
「第一種特定原産地証明発給システム」の[原産品利用状況]からご確認いただけます。

◆ 自社が他社より同意通知を受けている産品はどこを見れば分かりますか?

「第一種特定原産地証明発給システム」の[原産品同意通知書照会]からご確認いただけます。

◆ 発給手数料の明細はどこを見れば分かりますか?

「第一種特定原産地証明発給システム」の [発給申請書入力] からご確認いただけます。

○参照 「8.1 発給手数料を納付する」(P.71)もあわせて参照してください。

■ 応用編

◆ 第一種特定原産地証明書に有効期限はありますか?

あります。有効期限は各EPAで定められています。日フィリピンEPAは、発給から6ヶ月、それ以外のEPA は、発給から1年です。

◆ 第一種特定原産地証明書は既に輸出してしまった場合でも取得(遡及発給)できます か?

できます。第一種特定原産地証明書の発給申請は、原則、船積みまでに行うこととなっています。しかし、 貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間(日メキシコ協定、 日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日ペルー協定、日モンゴル協定は期限なし、日イン ド協定は9ヶ月間)、事後発給手続(遡及発給)ができるようになっています。

発給申請手続により、第一種特定原産地証明書発給日が船積日の後になるケースについては、第一種特定原 産地証明書のField 3 (Means of transport and route 欄) に船積日が記入され、またRemarks欄に "ISSUED RETROACTIVELY"が印字(※日アセアン協定はField 9、日インド協定はField 8のボックスを チェック)され、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、"ISSUED RETROSPECTIVELY"が印字され、日モンゴル協定では船積日を記載すれば何も記載されません。 なお、日インドネシア協定の運用手続規則(Operational Procedures)ルール3や日アセアン協定、日ベト ナム協定の実施規則(Implementing Regulations、以下「IR」。)ルール7には、「船積時までに(by the time of shipment)、若しくは、船積日から3日以内(no later than three days from the date of shipment)」 に原則発給される旨の規定があります。これは、原則船積時までに第一種特定原産地証明書を発給する日本 の運用と、船積日確定後に第一種特定原産地証明書を発給する相手国側の運用の実態を踏まえて盛り込んだ ものです。本EPAに基づく日本での第一種特定原産地証明書の発給については、既EPAと同様、第一種特定 原産地証明書を船積日確定前に発給することで、輸入通関時におけるEPA特恵税率申請が円滑に行われるよ う、「船積時までに(by the time of shipment)」発給する運用が採用されます。なお、日フィリピン協定 は、運用上の手続規則(OPERATIONAL PROCEDURES)ルール2において、船積日後1日以内に発給と 規定しています。また、日インド協定は、運用上の手続(IMPLEMENTINGPROCEDURES、以下「IP」) ルール3において、船積時から3日以内に発給と規定しています。

◆ 既に相手国税関に第一種特定原産地証明書を提出してしまったのですが、記載事項に 誤りがありました。どうすればよいでしょうか(税関提出前は次項を参照)。

第一種特定原産地証明書の記載事項に誤りがあった場合や変更が生じた場合、第一種特定原産地証明書受給 者は、証明法に基づき、その旨を指定発給機関(日本の場合、日本商工会議所)に通知しなければなりませ ん。また、第一種特定原産地証明書記載事項の変更が原産資格の判定に影響を及ぼすような場合には、当該 証明書を取り消し、輸入締約国の関係当局に通報する必要があります。

まず、第一種特定原産地証明書の内容に誤りや変更が生じた場合は、日本商工会議所の各発給事務所にお問 い合わせください。通知義務を怠った場合、法に基づく罰則を課される場合がありますのでご注意ください。

日本商工会議所の各発給事務所の連絡先は以下URLをご参照ください。 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/s-office.html

◆ 第一種特定原産地証明書を失くした場合や破れてしまった場合、また、相手国税関提 出前に記載事項の変更が生じた場合、どうすればよいでしょうか。

第一種特定原産地証明書の交付を受けた日本商工会議所の各発給事務所にご連絡いただき再発給手続きを行 ってください。

再発給の申請には、再発給の事由(亡失・滅失・汚損・破損の場合、記載事項変更の場合)などを記載した 「再発給申請書」と旧証明書を発給事務所に提出する必要があります。手続は、第一種特定原産地証明書発 給システムから行うことができます。

亡失や滅失などの理由によって再発給された第一種特定原産地証明書の「Remarks」欄には、最初に受給し た証明書の番号、日付及び旧証明書が無効になった旨が記載されます。なお、再発給された第一種特定原産 地証明書の有効期間は、最初に発給された第一種特定原産地証明書の日付から12ヶ月間となりますのでご 注意ください。また、再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。

○参照 「<u>7.2 再発給申請をする</u>」(P.58)もあわせて参照してください。

◆ 第三国(シンガポール等)で積み替えを行う場合でも第一種特定原産地証明を取得で きますか?

日本で原産資格を取得した輸出産品をシンガポールなどの第三国経由でEPA締約相手国に輸出する場合も、 当該EPAの規定を満たし、原産資格を失っていないことについて第三国であるシンガポールなどの税関当局 又は関連主体による証明、情報の提供があれば、第一種特定原産地証明の取得が可能です。

したがって、第三国であるシンガポールなどの税関当局などが原産資格を失っていないとする証明・情報が EPA特恵税率の適用を受けようとする輸入者に提供され、当該証明などをもって輸入国税関が原産資格を失 っていないと判断した場合には、EPA特恵税率が適用されることになります。すなわち、原産資格を失って おらず、EPA特恵税率が受けられるかは、当該証明の内容に基づいて輸入国税関が判断することになります。 まずは、必要書類について、相手国税関にお問い合わせください。

◆ 第一種特定原産地証明書に記載されているHS コード(6桁)について、輸入国税関 で異なる判断を下され、EPA特恵税率が受けられない場合はどうすればいいですか?

HSコードは6桁ベースでは世界共通になっています。したがって、原則として同じ産品に対するHSコード が6桁ベースで異なることはありません。しかし、現実には輸出国税関と輸入国税関の判断が異なり、異な るHSコードが適用される場合があります。

各EPAでは、EPA特恵税率を受けられるか否かの判断は輸入国税関の権限となっておりますので、第一種特 定原産地証明書に記載されているHSコードも輸入国税関の判断によるべきものとなります。したがって、 発給申請に際してのHSコードは輸入国税関の解釈によるものとしてください。

仮に、日本で発給した第一種特定原産地証明書に記載されているHS コードが輸入国税関の判断と異なり、 EPA特恵税率が受けられないという状況が生じた場合は、輸入国税関の判断によるHSコードを適用したう えで、再度、当該産品の判定依頼の手続、および第一種特定原産地証明書の記載事項を修正したうえでの再 発給手続を行っていただく必要があります。

◆ 輸出許可書は提出する必要がありますか?

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」(平成17年経済産業省令第9号) の改正に伴い、平成19年7月12日より輸出許可書の提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、 輸出許可書の提出を求める場合があります。

◆ インボイスは提出する必要がありますか?

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」(平成17年経済産業省令第9号) の改正に伴い、平成20年4月14日よりインボイスの提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、 インボイスの提出を求める場合があります。

◆ 日アセアン協定のBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)について教えてください。

日アセアン協定では、附属書四「運用上の証明手続」の第三規則パラ4において、Back-to-Back CO(連続 する原産地証明書)を発給することができる旨規定されています。Back-to-Back CO(連続する原産地証明 書)は、例えば、あるEPA締約国(締約国A)から輸出された原産品が他のEPA締約国(締約国B)を経由 してさらに別のEPA締約国(締約国C)に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して 何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機 関により発給されるものです。なお、締約国BでBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)の発給を受け るためには、締約国Aで当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。経由国(締約国B)におけ るBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなさ れず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。 貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困 難になると思われますが、Back-to-Back CO(連続する原産地証明書)に関して、日アセアン協定上は、一 旦輸入通関された貨物に対してBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)を発給するか否かを明示的に規 定していないことから、原産資格の維持を担保・確認する方法はEPA締約国によって異なります。したがっ て、日アセアン協定に基づきBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)を発給するか否か、これを発給す る場合の対象となる貨物の範囲、具体的な運用や手続については、各経由国の原産地証明書発給機関に個別 にご確認ください。

なお、日本において、日アセアン協定に基づく第一種特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所です が、日本国内で貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していない ことを確認することが実務上困難であるため、現時点ではBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)を発 給しないことになっています。

◆ 第三国で発行されたインボイスの場合、発給申請時に注意することはありますか? 各EPAで注意することが異なります。

参照 「<u>第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール</u>」(P.55)もあわせて参照してくだ さい。

◆ 第一種特定原産地証明書が適用される「1回限りの輸入」とは何でしょうか?

第一種特定原産地証明書は、各EPAの規定により、1回限りの輸入に適用される旨規定されています。1回 限りの輸入とは1回の輸入申告のことを意味します。なお、各EPAの運用手続(OP)規定(日アセアン協 定、日ベトナム協定、日インド協定の場合はIR)において、第一種特定原産地証明書には、1回の船積みに 複数のインボイス内容の記載が認められています。

■ 経済産業省 「よくあるご質問」

経済産業省では、よくある質問をとりまとめ、ホームページ上で公表しています。

- 1. EPA/FTA全般について
- 2. 関税について
- 3. 原産地規則について
- 4. 原産地証明書について

掲載URL:

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/faq/

第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関する お問い合せ先

EPA の活用や特定原産地証明書について

EPA相談デスク

TEL: 03-5219-8877

■ EPA 活用や証明制度に関する相談

日本貿易振興機構(JETRO)	TEL : 03-3582-5651		
経済産業省 原産地証明室(※認定輸出者制度含む)	TEL : 03-3501-0539		

■ 第一種特定原産地証明書の取得手続きについて

日本商工会議所国際部		特定原産地証明担当	TEL: 03-3283-7850
判定	発給	日本商工会議所事務所	電話
	0	札幌事務所(札幌商工会議所内)	TEL : 011-231-1332
	0	仙台事務所(仙台商工会議所内)	TEL : 022-265-8126
	0	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL : 0765-52-0242
	0	金沢事務所(金沢商工会議所内)	TEL : 076-263-1161
	0	さいたま事務所(さいたま商工会議所内)	TEL: 048-641-0084
	0	千葉事務所(千葉商工会議所内)	TEL : 043-227-4101
0	0	東京事務所(東京商工会議所内)	TEL : 03-3283-7771
0	0	横浜事務所(横浜商工会議所内)	TEL : 045-671-7406
0	0	浜松事務所(浜松商工会議所内)	TEL : 053-452-1112
	0	清水事務所(静岡商工会議所内)	TEL : 054-353-3401
	0	富士事務所(富士商工会議所内)	TEL: 0545-52-0995
0	0	名古屋事務所(名古屋商工会議所内)	TEL : 052-223-5720
	0	蒲郡事務所(蒲郡商工会議所内)	TEL : 0533-68-7171
	0	豊川事務所(豊川商工会議所内)	TEL : 0533-86-4101
	0	四日市事務所(四日市商工会議所内)	TEL : 059-352-8191
	0	福井事務所(福井商工会議所内)	TEL : 0776-33-8253
0	0	京都事務所(京都商工会議所内)	TEL : 075-212-6410

0	0	大阪事務所(大阪商工会議所内)	TEL : 06-6944-6216
	0	神戸事務所(神戸商工会議所内)	TEL : 078-303-5806
	0	岡山事務所(岡山商工会議所内)	TEL : 086-232-2266
	0	広島事務所(広島商工会議所内)	TEL : 082-222-6651
	0	福山事務所(福山商工会議所内)	TEL : 084-921-2346
	0	高松事務所(高松商工会議所内)	TEL : 087-825-3501
0	0	福岡事務所(福岡商工会議所内)	TEL : 092-441-1230
0	0	北九州事務所(北九州商工会議所内)	TEL : 093-541-0185

🧪 メモ

- 日本商工会議所は、経済産業大臣からEPAに係る第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発 給機関に指定されています(日シンガポール協定除く)。
- 第一種特定原産地証明書発給(取得手順など)については、日本商工会議所国際部、および日本商工会議所の各事務所までご連絡ください。
- EPA活用に関する相談(ビジネス相談含む)は、日本貿易振興機構(JETRO)、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。